

第3. 監査の結果及び意見

1. 料金収納

(1) 概要

①料金表

下水道使用料については、概要に記載のとおり条例で定められており、現在の料金表は以下のとおりである。

【下水道使用料単価表】 (1ヶ月あたり、単位：円、税込)

料金表		
基本使用料	超過使用料 (1 m ³ につき)	
8 m ³ まで 973.08	9～20 m ³	158.76
	21～30 m ³	168.48
	31～50 m ³	234.36
	51～100 m ³	287.28
	101～200 m ³	334.80
	201～500 m ³	410.40
	501 m ³ ～	438.48
特定排水	751 m ³ ～	448.20
公衆浴場用	1 m ³ につき	35.64

※特定排水…工場、事業所等からの汚水（公衆浴場汚水及び公営企業管理者が定める施設からの汚水を除く）で、その排出量が1ヶ月につき750 m³を超える場合に、その超える部分の汚水（大津市下水道条例第2条第14号）

※公衆浴場用…公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場であって、物価統制令第4条の規定により入浴料金について統制額の指定を受けているものから排除される汚水（大津市下水道条例第2条第15号）

②債権

(ア) 下水道使用料の算定方法及び法的性質

下水道使用料は使用料単価及び汚水排出量に基づいて算定される。

汚水排出量の計測のための汚水専用の水量計は設置されておらず、水道の使用水量により算定される。ただし、水道水以外の水を使用した場合等における使用料は、別に個々の規定により算定される。

下水道使用料債権は、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定される公債権であり、強制徴収公債権であり、地方税法による滞納処分が可能であって、時効期間である 5 年で消滅する。

(イ) 債権の管理

市では「料金収納課債権管理マニュアル」が整備されており、当マニュアルに従って事務手続がなされる。

なお、企業局内に設置されているお客様センターが、窓口受付及び収納事務及びその関連業務、電話対応、検針、ハンディターミナル処理、滞納整理、給水停止といった業務を実施している。

これらの業務はヴェオリア・ジェネッツ株式会社（以下、「受託者」という。）に委託され、企業局は受託者と連携を図りながら徴収事務を行っている。

(ウ) 債権管理システム

企業局は、下水道使用料を適正に管理するため、料金システムにて電子管理を行っている。また、滞納者に対して督促等を行うための情報管理を行っている。

③ 調定・通知

(ア) 検針

検針業務は、受託者がメーターを直読し、ハンディターミナルに入力することにより行っている。

下水道は検針がなく、水道水を使用した場合は水道の使用水量により汚水排出量が算定される。その水道は、原則、隔月検針（公共施設、大口事業者等は毎月検針）である。なお、水道水以外の水を使用した場合は、大津市下水道条例第 16 条の 2 に基づき、使用者に計測装置の設置及び維持管理を求め、使用者が当該計測装置に基づき検針水量を市に報告し、市が当該報告を基に使用者に請求を行う。

(イ) 納付通知、徴収

収入を調定し、または収入の調定を更正した場合には、大津市企業局会計規程第16条に基づき、ただちに納入義務者に対して納入通知書を送付しなければならない。ただし、口座振替、クレジットカードによる支払いの方法により収納する場合は、当該納入義務者が指定する金融機関等に対して納入の通知を行うこととなる。

水道料金及び下水道使用料の納期限は、発送日の翌日から20日を経過する日までである。

(ウ) 支払い方法

料金の支払い方法は、窓口支払い、口座振替、クレジットカードの3種類であるが、使用者の希望により金融機関からの振り込みの方法も選択できることとなっている。

④督促・催告

(ア) 督促・催告の流れ

納入義務者が納入すべき金額を納期限までに納入しないときは、督促・催告を行う。滞納者は滞納額が増大するほど支払いが困難になるため、早期交渉を行い、早期納付を促すよう努めている。

(i) 納入のお願い（納付書）の再発送

水道料金及び下水道使用料の納期限で支払いがない場合、月の中旬に再度納入のお願い（納付書）を発送する。

(ii) 督促通知書

50日間の支払期限内に支払いがない場合は、「督促通知書」を発送する。発送は月の上旬で、納期限は発送日から約7日後である。督促通知書で支払いがない場合は、その後、催告書にて支払いを促す。

なお、下水道使用料は公債権であることから、督促通知は1度に限り、公債権の時効の中断要件となり、督促通知日の翌日から5年で時効を迎える。その後に送付される催告書に時効の中断要件はない。

(iii) 電話督促

督促訪問の前に、電話連絡にて支払いを促す。

(iv) 督促訪問

催告書の納期限が経過しても支払いがない場合は、督促訪問を実施する。不在または支払いがないときは、「最終催告書兼供給停止予告通知書」を投函する。訪問は月の下旬に行う。

(v) 分割納付誓約

原則滞納分を全額納付するよう求めるが、事情等により分割納付の申し出があった場合は、必要に応じて対応する。原則として完納に至るまでの計画を立て、本人の署名による誓約書を交わす。

(イ) 交渉の記録

督促・催告業務による交渉内容は、適切に督促・催告業務を行い債権管理に役立てるために、料金システムの滞納理由の記載を行い、経緯を管理していく。

⑤現金徴収

督促訪問時に使用者から現金支払いがある場合には、収納用ハンディターミナルを使用し、使用者に領収書を渡すとともに、受け取った現金はセンターの窓口に持ち帰る。当該現金は窓口収納分と合わせて、夜間は金庫に保管し、翌朝金融機関に払い込む。

ハンディターミナルの導入に伴い、収納証書は予備的に使用するものとして貸し出し、領収書交付簿を作成して納入通知書兼領収書綴りの貸出状況を管理している。また、各領収書の使用内容については、受託者が手書き領収書使用結果に記載を行い、更に、企業局は納入通知書兼領収書綴りを領収書に記載された内容どおり入金がなされているかを年2回確認している。

⑥還付・充当

大津市企業局会計規程第20条の規定により、収納金のうち過納又は誤納となったものがある場合は、過納又は誤納の事由、所属年度、収入科目、還付すべき金額及び当該納入者を記載した文書によって公営企業管理者の決裁を受ける。その後、当該納入者にその旨を通知したうえで、還付・充当しなければならない。

なお、過納又は誤納を未収金に充当する場合には、当該納入者にその旨を通知したうえで充当し、充当後に差額が生じた場合は還付する。

⑦不納欠損

(ア) 意義

不納欠損とは、債権管理の効率化及び財政状態の正確な把握のため、未収金となった債権を管理の対象から除外するための決算上の処理である。

(イ) 不納欠損の手続

不納欠損は回収可能性の否定及び債務者間の不公平を招く可能性があり、厳正かつ公正に行う必要があることから、不納欠損を行う場合は、事前に企業局滞納対策会議に諮り、大津市企業局会計規程第 21 条の規定により、公営企業管理者に報告が必要である。

(2) 実施した手続

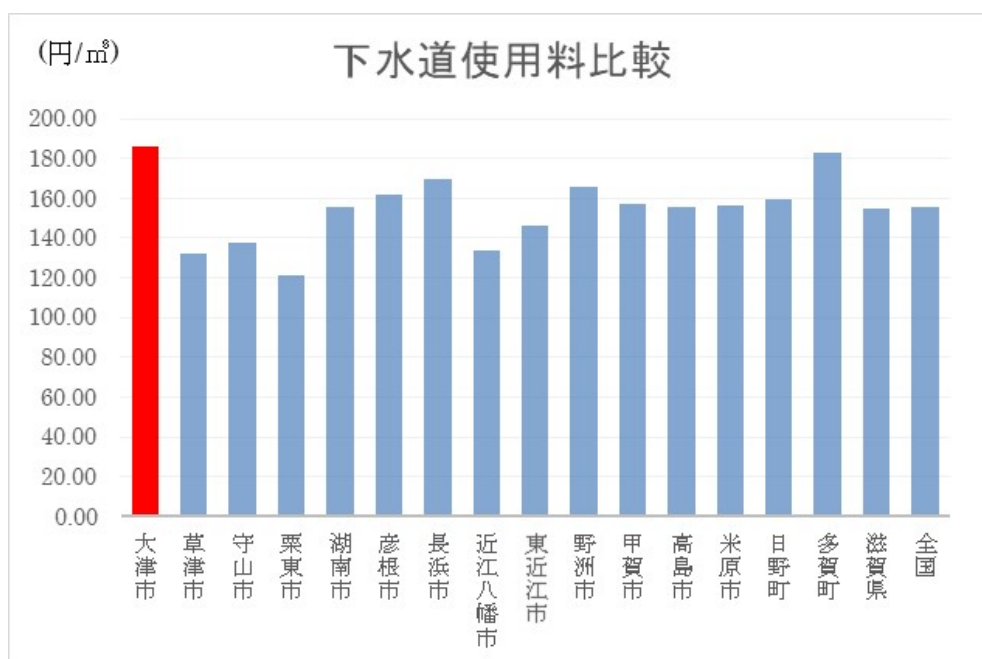
- ①下水道使用料について、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、算定方法の合理性・妥当性について検討した。
- ②データ解析手法を用い、統計的な分析を行うとともに、異常点として特定された契約サンプルについて、ヒアリングおよび証憑突合を行った。
- ③平成 28 年度の包括外部監査において企業局の料金収納を監査対象としていたことから、下水道使用料に係る徴収事務について、平成 28 年度の包括外部監査のフォローアップを実施した。

(3) 監査の結果及び意見

① 下水道使用料の見直しについて(意見)

市では累進使用料制を採用しているため、汚水量により使用料の水準は異なるが、総務省公表のデータをもとに単純比較することができる。

平成 28 年度の総務省データによると、大津市公共下水道の使用料の平均単価は 186.1 円/m³であり、これは県平均の 154 円/m³(総務省データの単純平均。全国も同様)、全国平均の 155 円/m³を上回り、滋賀県下の全市町で最も高額である。



出典:平成 28 年度 総務省 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要より 作成

当該下水道使用料について、平成 21 年 4 月に最後の料金改定がされて以来、消費税率の変更を加味したことを除き、一度も改定されていない。

平成 21 年 4 月の料金改定は、平成 21 年度～平成 24 年度(使用料算定期間)の原価に基づき算出されており、以後は決算の状況を踏まえ計画との大きな乖離が無いことや、損益計算書が最終的に黒字であること等を総合的に考慮し、事業の継続性に問題はないと判断し料金の改定は行われていない。なお、水道料金については平成 29 年度に料金改定がなされている。

下水道事業については中長期経営計画において現行料金を前提とした投資・財政計画を策定しているものの、使用料算定期間が終了し 5 年経過していることや、今後も事業を取り巻く経営環境は大きく変化していくことが考えられることから、使用料の改定の必要性については継続的に検討を行う必要がある。

②徴収金額について

下水道使用料に対するデータ解析及び重回帰分析の概要

市に下水道使用料を支払っている 135,083 契約先の、平成 29 年度の毎月の現年度調定総件数 1,567,753 件につき、料金表及び汚水量から算出される下水道使用料と、実際の金額が一致するか確認を行った。

全体件数の 99.26%は料金表と調定額が一致したが、残る全体件数の 0.74%にあたる 11,681 件（7,208 契約先）は、料金表と異なる料金で徴収されていた。なお、これには汚水量が一定量以下であるため 2ヶ月に一度のみ検針した場合や、下水道条例施行規則第 3 条に規定する公共施設である場合、月の途中で開閉栓したことで基本使用料が按分計算されている場合等において本来の料金表と差異が生じることとなるが、その点は考慮していない。

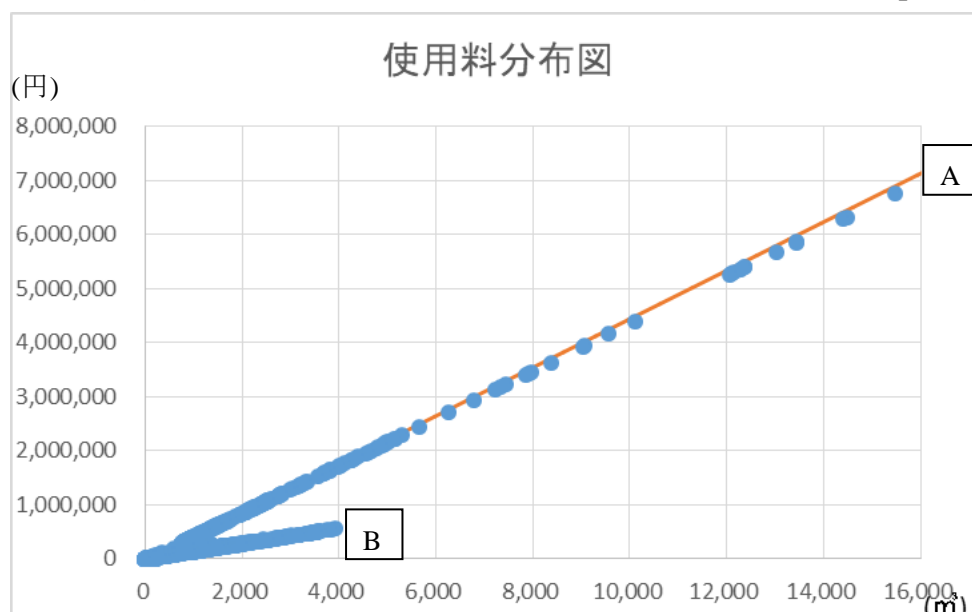
差異があるものをプロットした結果が下記のグラフである。グラフでは横軸に汚水量を、縦軸に下水道使用料をとり、実線が料金表に基づくべき下水道使用料である。そして黒点が、料金表と差異がある取引（取引件数 11,681 件）を表している。なお、料金表と実際の調定額が一致したデータ（取引件数 1,556,072 件）については実線上にあることから黒点としては表示していない。

料金表と実際の下水道使用料との間に差異のあるものは、大きく下記 2つのグループに分けられる。

A. 750m³/月以上の利用について、使用料が料金表をわずかに下回るもの

B. 一定の相関性をもつ分布であって、最大でも 4,000m³/月を超えないもの

【使用料と実際の下水道使用料との間に差異があるものの散布図】



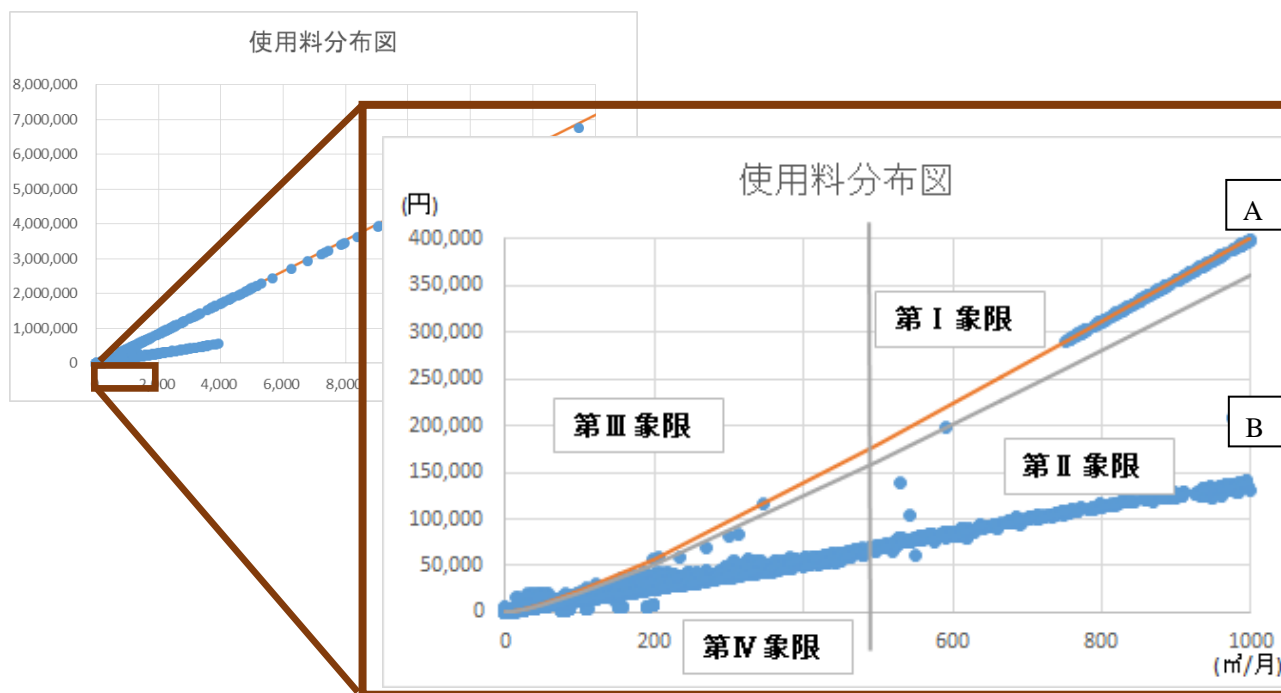
差異のあった 11,681 件を、統計的に分析を行うにあたり、上記の A 群と B 群という散布図の特性及び大津市下水道の汚水量に逓増的な料金単価設定という特色を考慮し、母集団をさらに、以下の 4 象限に分けてグルーピングを行った。

そのうえで、それぞれの象限に対して、契約先ごとに料金表と整合していない取引金額のみを集計し、統計学による重回帰分析の手法を行い、異常点をサンプルとして抽出して、手続を行った。

【4 象限】

	汚水量500m ³ /月以上 (大口利用者)	汚水量500m ³ /月未満 (小口利用者)
A群. 実際料金が料金表の90%以上	第Ⅰ象限	第Ⅲ象限
B群. 実際料金が料金表の90%未満	第Ⅱ象限	第Ⅳ象限

【分布グラフと 4 象限の関係の模式図】



分析の結果

(i) 【第Ⅰ象限】

第Ⅰ象限（A群かつ500m³/月以上の水量で料金表の90%以上）については、下水道条例施行規則第3条に定める公共施設に該当し、751m³以上の汚水量の単価が特定排水の除外対象となる先であって、異常性は認められなかった。

サンプルとして、統計的に特に汚水処理量が大きいことから異常点として抽出された1件を確認したところ、大津市に所在する大学であった。

(ii) 【第Ⅱ象限】

第Ⅱ象限（B群かつ500m³/月以上の水量で料金表の90%未満）については、分析の結果、その大半はアパートまたはマンションであって、水量計がアパートまたはマンションの1棟につき1つしかないものであった。

水量計が一つしかない場合、大津市水道事業給水条例第35条第1項及び大津市下水道条例第16条第1項本文並びに共同住宅料金の適用に関する要綱に基づき、アパートまたはマンション全体で水量を計測したのち、戸数で割った平均水量で1戸あたり料金を決定し、改めて戸数を乗じて料金を算定することとなっている。

大津市の下水道料金は汚水量に応じた逡増単価であるため、水量計での請求より戸当たりの合計が安価となる。なお、マンション内で汚水を多く使った戸と少なく使った戸の汚水量が平均化され、結果として1戸当たりの料金が安くなることもある。

第Ⅱ象限において統計的に異常値として抽出されたものはなかったため、別途、特に金額の大きなサンプルを追加で複数抽出したところ、大型マンションもしくは大型の特別養護老人施設であって、上記分析を裏付ける結果が得られた。

(iii) 【第Ⅲ象限】

第Ⅲ象限（A群かつ500m³/月未満の水量で料金表の90%以上）については、金額的に僅少な様々な契約が含まれるが、この中から統計的に異常点として抽出された6件を閲覧したところ、うち5件が第Ⅱ象限と同様にマンションであった。

先述のとおり、アパートまたはマンション全体で水量を計測したのち、戸数で割った平均水量で1戸あたり料金を決定しているため、極端に使用水量の少ない単身用や学生用のアパートまたはマンションである場合には、1棟

あたりの汚水量に比べて異常に料金が高く算定されているかのように見えるものであり、計算チェックを行った結果、異常は認められなかった。

残りの1件は大規模工場であって、たまたま開所月であったために月4日しか営業日がなく他の月と比較して異常値であるかのように見えたものであって、計算チェックを行った結果、異常は認められなかった。

(iv) 【第IV象限】

第IV象限（B群かつ500m³/月未満の水量で料金表の90%未満）についても、主にアパートまたはマンションが含まれるが、統計的に異常値として3件が抽出され、そのうち、1件はアパートまたはマンションであり計算チェックを行った結果、異常は認められなかった。

統計的に異常値として残る2件は、公衆浴場であった。

(ア) 公衆浴場の認定汚水量について（結果）

公衆浴場であって物価統制令（昭和21年制定）により入浴料金について統制額の指定を受けているものについては料金が35.64円/m³と特別に安価に設定されているが、今回のサンプリングの結果、汚水量について、水道水の実際の使用水量によらず、市の認定を受けて固定で算出されていたことが判明した。

まず、概要に記載のとおり、大津市下水道条例第16条の2に、井戸水等の水道水以外の水を汚水に流している場合に汚水量の認定を受けることについての定めがある。また、その汚水量の算定方法については別途、大津市下水道条例施行規程第15条の各項及び別表として、詳細な定めがある。

ここで、サンプルで抽出された2件の公衆浴場のうち1件は、1,000m³/月を超える上水道使用水量があったにもかかわらず、191m³/月で汚水量が認定されていた。

しかしながら、大津市下水道条例第16条の2は、水道水以外の水を汚水に流している場合に適用されるものであって、当該公衆浴場は水道水を用いていることから、大津市下水道条例第16条の2の適用はできない。同時に、大津市下水道条例施行規程第15条各項及び別表による汚水量の算定方法も適用されない。

当該事案の経緯は以下のとおりである。

平成21年度の料金改定の際に大津市が従前の固定値の改定を行うにあたり、実態に即した認定汚水量とするため、滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合と協議のうえ汚水量を固定値として認定した。以後、社会情勢や経営環境の変化に

かかわらず平成30年度まで9年間にわたって平成21年度当時に認定された汚水量で算定したものであった。

また、認定汚水量の算定方法は以下のとおりであった。

$\text{認定汚水量} = \text{平均1日あたりの入浴客数（平成21年度認定客数）} \times \text{一人当たり想定使用水量（0.04m}^3\text{）} \times \text{1ヶ月平均営業日数（26日）} + \text{月4回浴槽濾過水量}$
--

このように、市が特別に滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合に属する公衆浴場に対して汚水量を認定する根拠としては、大津市下水道条例第16条第1項ただし書きにある「ただし、公営企業管理者が必要と認めるときは、当該使用水量によらないでこれを認定することができる。」に求められる。

当該条文を適用するのであれば、市が必要と認めるだけの相応の理由が必要であるが、平成21年度当時の汚水排出量を認定した際の稟議書によれば、認定理由として滋賀県公衆浴場組合との協議によるとあるものの、協議内容の記録は残っておらず、相応の理由は確認できなかった。

また、汚水排出量の認定の算定方法の計算式についても、明文の規定はなかった。

公衆浴場については政策的に条例で安価に料金単価が設定されているが、さらにこのように汚水排出量が認定され固定化されていることについては、その理由が不明瞭であることから、認定理由を明らかにしたうえで、早急に実態に合った数量の把握方法等について検討する必要がある。

なお、サンプルで抽出された2件の公衆浴場のうち1,000m³/月を超える上水道使用水量があったにもかかわらず、認定汚水量は191m³/月であった1件について、本来の水道量から算定した金額との徴収額の差を試算したところ、年間で約25万円の徴収不足であった。

(単位：m³、円)

	水道使用水量 (A)	認定 汚水量 (B)	公衆浴 場単価 (C)	請求下水料 金 (D=B×C)	水道使用水 量で請求し た場合 (E=A×C)	徴収差 額 (E-D)
平成29年4月	808	191	35.64	6,807	28,797	21,990
平成29年5月	980	191	35.64	6,807	34,927	28,120
平成29年6月	353	191	35.64	6,807	12,580	5,773
平成29年7月	638	191	35.64	6,807	22,738	15,931
平成29年8月	726	191	35.64	6,807	25,874	19,067
平成29年9月	641	191	35.64	6,807	22,845	16,038
平成29年10月	816	191	35.64	6,807	29,082	22,275
平成29年11月	894	191	35.64	6,807	31,862	25,055
平成29年12月	866	191	35.64	6,807	30,864	24,057
平成30年1月	1,001	191	35.64	6,807	35,675	28,868
平成30年2月	836	191	35.64	6,807	29,795	22,988
平成30年3月	883	191	35.64	6,807	31,470	24,663
汚水量を本来の水道使用水量で徴収していた場合と、実徴収額の差額						254,825

また別の1件は、そもそも井戸水を浴場に使っていると推定され流量計の設置がなく、正確な汚水量が不明であった。これについても、実態に合った数量の把握を行う等、適切な対応が必要である。

(イ) 徴収金額の誤りについて (結果)

公衆浴場について上記の検出事項が認められたため、さらに追加的に公衆浴場として登録されている契約先について追加サンプルを抽出したところ、平成29年4月に開栓した新規利用者につき、本来であれば一般排水として登録すべきところ、誤って公衆浴場として登録していたために、料金の計算を誤っていたものが1件あった。これにより徴収漏れとなっている額を試算したところ、平成29年度で9千円の徴収漏れとなっていた。

当該検出事項は徴収事務の受託会社が顧客を新規登録する際に、登録を誤ったために生じたものである。なお、当該指摘後、市は受託会社に指導を実施し再発防止策をまとめているが、今後も引き続き受託会社の事務が適切に実施されていることを確認する必要がある。

③平成28年度包括外部監査のフォローアップの結果について

平成28年度の包括外部監査で、徴収事務については市の水道事業及びガス事業並びに下水道事業を一括して実施していることから、下水道料金の徴収事務に限り、監査対象範囲に含まれている。当時の意見・結果のフォローアップを実施した。

確認した結果をとりまとめたものが以下のとおりであり、サンプルで確認した範囲において、適切な改善措置が講じられていることを確認した。

平成 28 年度包括外部 監査の結果及び意見	改善確認結果
① 徴収手続の記録について	改訂された「債権管理マニュアル」を閲覧し、当時の指摘事項に対するマニュアルの記載内容の改善がなされていることを確認した。 また、任意にサンプルを抽出して、実際に改定後の「債権管理マニュアル」どおりの運用がなされていることを確認した。
② 高額滞納案件への対応について	分納誓約書を複数回提出することで供給停止を免れていた高額滞納案件については、平成 28 年度の指摘以降は約定どおりに納付されていて、滞納の状態が解消していることを確認した。
③ 督促・催告に係る手続のマニュアル化について	「債権管理マニュアル」が実際の業務フローと整合する形で改定されていることを確認した。
④ 調定変更事務に係る資料の不備について	還付・充当事務に係る書類が綴じられたファイルからサンプルとして任意の月を抽出し閲覧し、証憑は適切に保管されていることを確認した。
⑤ 認定に係る手続について	認定については、私設計測装置設置の計測数について確認作業を行っていること及び新たに私設計測装置設置先の訪問業務を平成 30 年度から実施していることを確認した。
⑥ 戸別訪問による現金徴収手続について	新料金システム稼働後も、年に十数件程度とごく少量ではあったが、手書きの納入通知書兼領収書の使用がされていた。領収書の管理体制及び棚卸の管理資料が改善されていることを確認した。

2. 契約事務

(1) 概要

①契約の意義

(ア) 地方公営企業の契約

地方公営企業の契約については、地方公営企業法第6条において、地方公営企業の経営に関して地方自治法等に対する特例を定める法律であるとして、いることから、地方自治法の契約に係る規定の大枠を変更するものではないと解される。

地方自治法第234条第1項において、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする、と規定されている。

(地方公営企業法)

第6条 この法律は、地方公営企業の経営に関して、地方自治法並びに地方財政法（昭和23年法律第109号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に対する特例を定めるものとする。

(地方自治法)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

(イ) 企業局の契約

企業局では、地方自治法の規定を踏まえて、市が定めた大津市契約規則に準拠して、契約の事務手続その他の必要な事項を定めている（大津市企業局会計規程第93条）。

②契約締結方法

(ア) 一般競争入札

(i) 概要

一般競争入札とは、公告によって不特定多数のものを誘引して、入札によって申し込みをさせる方法により競争を行わせ、その申込のうち、地方公共団体に最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法である。

一般競争入札は、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所・日時等の必要事項を公告しなければならない（地方自治法施行令（以下「令」という。）第 167 条の 6 第 1 項）、またその入札参加資格には以下のものがある。

- ・契約締結能力を有しない者等を参加させてはならない（令第 167 条の 4 第 1 項）。
- ・談合関与者等を 3 年間以内排除することができる（令第 167 条の 4 第 2 項）。
- ・工事等の実績、経営の規模等を参加資格要件として定めることができる（令第 167 条の 5 第 1 項）。
- ・事業所の所在地、工事の経験・技術的適性の有無等を参加資格要件として定めることができる（令第 167 条の 5 の 2）。

また、落札者の決定方式は、原則として、予定価格の制限の範囲内において最高（収入を伴う場合）・最低（支出を伴う場合）の価格をもって申込をした者を落札者とするものである（地方自治法第 234 条第 3 項）。

一般競争入札の長所は、一般的に受注の機会を均等にし、透明性、競争性、公正性、並びに経済性を最も確保することができることにあるとされている。

一方、短所としては、契約担当者の実務負担が大きく経費が増えやすいことや、不良・不適格業者の混入する可能性が相対的に高いことが挙げられる。

（ii）企業局の事務

一般競争入札については、大津市契約規則の第 3 条から第 14 条において定められている。

（a）対象案件

建設工事であれば、予定価格が 130 万円を超えるもので、開発事業に係る給配水施設工事と同事業地域内で施工するガス管布設工事、特殊性のあるもので、土木・建築・電気通信工事のうち実績、技術者等の入札参加要件を付すもの、上水道、下水道施設に係る水処理機械設備工事、鋼管溶接を伴う、ガス管布設工事、整流器設置工事、鋼管用バルブ設置工事、水道管橋梁添架工事、下水道管渠更生工事が挙げられる。また、測量・建設コンサルタント等であれば、予定価格が 50 万円を超えるもので、かつ、特殊性があり実績

等入札参加要件を付すため入札参加申請書により業者が限定できないものが挙げられる。

なお、建設工事のうち、予定価格が5億円を超えるものについては、すべてを対象としている。

また、物品調達契約であれば予定価格が80万円以上のもので、かつ、化学薬品・工業原料、理化学機器・測量機器、機械器具部品・金工製品製作、水道機器類・ガス機器類（水道、ガス、ともにメーターを除く）、OA機器、安全・保安機材・消防・防災関係機材、自動車販売、衣料品・寝具・帽子・鞆・テントが挙げられ、役務契約であれば、予定価格が50万円以上のもので、かつ特殊性があり実績等入札参加要件を付すため入札参加申請書により業者が限定できないものが挙げられる。

(b) 入札方法等

公告については、建設工事及び建設工事に係る委託業務の場合、電子入札システムや、企業局企業総務部契約管財課での閲覧、業界新聞への掲載にて、原則月曜日と水曜日に行っている。物品調達・役務契約の場合は、企業局ホームページ、企業局企業総務部契約管財課での閲覧、業界新聞への掲載にて、建設工事と同様、原則、月曜日と水曜日に公告している。

入札方法は、建設工事及び建設工事に係る委託業務の場合、事前申請（審査）型の電子入札システムを用いており、物品調達・役務契約の場合は、事前申請（審査）型の郵便入札にて行っている。

(イ) 指名競争入札

(i) 概要

指名競争入札とは、地方公共団体が資力、信用その他について適切と認める特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方法である。

指名競争入札によることができる要件としては、以下のとおりである。

- ・契約の性質・目的が一般競争入札に適しない契約をするとき（令167条第1項第1号）。
- ・契約の性質・目的により、入札に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき（令167条第1項第2号）。

- ・一般競争入札に付することが不利と認められるとき（令 167 条第 1 項第 3 号）。

指名競争入札は、有資格者のうちから、入札に参加させようとする者を指名し、入札の場所・日時等の必要事項を併せて通知しなければならない（令第 167 条の 12 第 1 項、第 2 項）。

また、指名競争入札の参加資格に関しては、以下の定めがある。

- ・契約締結能力を有しない者等を参加させてはならない（令第 167 条の 11 第 1 項で準用される令第 167 条の 4 第 1 項）。
- ・談合関与者等を 3 年間以内排除することができる（令 167 条の 11 第 1 項で準用される令第 167 条の 4 第 2 項）。
- ・あらかじめ工事等の実績、経営の規模等を参加要件（令第 167 条の 5 第 1 項の規定事項）として定めなければならない（令第 167 条の 11 第 2 項）。

ここで、指名競争入札の長所としては、一般競争入札に比して不良・不適合業者を排除することができ、また契約担当者の実務の負担や経費の節減を図れることが挙げられる。

一方、短所としては、指名される者が固定化する傾向があり、また談合が容易となることが挙げられる。

（ii）企業局の事務

指名競争入札については、大津市契約規則の第 15 条から第 17 条において定められている。

指名競争入札には、従来型の指名競争入札の他に、受注希望型指名競争入札がある。受注希望型指名競争入札とは、従来型の指名競争入札では発注者の恣意的要素が高いため、工事請負契約においては一般競争入札に近い形式として、あらかじめ入札案内を行い、参加申込を受付して、要件を確認し、参加者を指名する入札方法である。平成 29 年度の下水道事業に関する工事案件において、入札案件のうち約 8 割がこの方式となっている。

（a）対象案件

建設工事であれば予定価格が 130 万円を超え 5 億円未満のもので、受注希望型指名競争入札の場合は、受注希望型指名競争入札発注基準に定める業種

が挙げられ、指名競争入札の場合は受注希望型指名競争入札の対象案件以外のものとされる。

測量・建設コンサルタント等であれば、受注希望型指名競争入札の場合は予定価格が 50 万円を超えるもので、かつ上水道及び工業用水道の建設コンサルタント業務が挙げられ、指名競争入札の場合は測量、地質調査、建設コンサルタントで受注希望型指名競争入札以外のものが挙げられる。

また、物品調達契約であれば予定価格が 80 万円以上のもので、一般競争入札で挙げたもの以外の物品調達契約、役務契約であれば予定価格が 50 万円以上のもので、一般競争入札で挙げたもの以外の役務契約となる。

(b) 入札方法等

募集及び指名方法については、建設工事及び建設工事に係る委託業務の場合、受注希望型指名競争入札は電子入札システムや、企業局企業総務部契約管財課での閲覧、業界新聞への掲載にて、原則水曜日に公表しており、指名通知は電子入札システムにて受注希望型も従来型も随時通知している。

また、物品調達・役務契約の場合、指名通知についてはメール、電話、ファックスにより連絡し、通知書は原則手渡しとなっている。

入札方法は、建設工事及び建設工事に係る委託業務の場合、電子入札システムを用いており、物品調達・役務契約の場合は市役所新館 5 階を会場として、紙入札を行っている。

(ウ) 随意契約

(i) 概要

随意契約とは、地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法をいう。

随意契約によることができる要件として、地方自治法の規定（地方自治法第 234 条第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号）を要約したものが以下である。

- ・ 契約の予定価格が令別表第 5 で定める額の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき。
- ・ 契約の性質・目的が競争入札に適しない契約をするとき。
- ・ 地方公共団体の規則で定める手続により、法令で定められている障害者関係施設又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者で生産される物品を買い入れる契約又は役務の

提供を受ける契約、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設であって総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定したもので生産される物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約、シルバー人材センター等又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者による役務の提供を受ける契約、母子福祉団体又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者による役務の提供を受ける契約をするとき。

- ・地方公共団体の規則で定める手続により、いわゆるベンチャー企業として総務省令で定める手続による地方公共団体の長の認定を受けたものより新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき。
- ・緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ・競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ・時価に比べ著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- ・競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- ・落札者が契約を締結しないとき。

随意契約の長所は、一般的に競争に付する手間を省略することができ、また、契約の相手方となるべき者を任意に選定するものであることから、特定の資産、信用、能力等のある業者を容易に選定することができるのとされている。また、契約担当者の実務の負担を軽減し、事務の効率化に寄与することができることも挙げられる。

一方、短所としては、地方公共団体と特定の業者との間に発生する特殊な関係から単純に契約を当該業者と締結するのみではなく、適正な価格によって行われるべき契約が、不適正な価格によって行われる可能性があることが挙げられる。

(ii) 企業局の事務

随意契約については、事務の効率性の観点から、契約の種類に応じて一定金額以内のものについては、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号により、随意契約（以下、「少額随意契約」という。）によることができるのとされている。

企業局では、随意契約をすることができる金額を大津市契約規則によっている。

(地方公営企業法施行令)
 第 21 条の 14 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
 ① 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第一の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするとき。

企業局における少額随意契約の限度額

契約の種類	予定価格（税込）
(1) 工事又は製造の請負	130 万円
(2) 財産の買入れ	80 万円
(3) 物件の借入れ	40 万円
(4) 財産の売払い	30 万円
(5) 物件の貸付け	30 万円
(6) 上記に掲げるほか	50 万円

出典：大津市契約規則

企業局では契約の締結の過程の透明性の向上を図るため、「大津市委託契約等に関する入札結果等の公表に関する要綱」に基づき、契約金額が 50 万円を超える 1 者特命の委託の随意契約については、随意契約締結結果の内容及び理由書を作成し、企業局ホームページ等において閲覧に供している。

(エ) プロポーザル方式

(i) 概要

プロポーザルとは、あらかじめ仕様書等を提示して、相手方から該当業務に対する企画提案を受け、提案内容や価格等を考慮して、最も適した相手方となる候補者を決定する方法である。

地方自治法上の契約の区分としては、随意契約にあたる。

業務の性質や目的が価格のみによる競争入札に適さず、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を重視する場合にこの方式を採用している。

(ii) 企業局の事務

契約過程の透明性の向上を図るため、プロポーザルにおいても入札と同様に選定結果を公表している。また、プロポーザルも随意契約にあたるた

め、候補者決定後の選定結果の公表と契約締結後の随意契約の契約内容及びその理由の公表とを、2段階に分けて行っている。

(オ) せり売り

(i) 概要

せり売りとは、買受人が口頭により価格の競争を行うもので、この方法は動産の売払いについてのみ認められている。

(ii) 企業局の事務

大津市契約規則第20条の規定により、「せり売りに付することができる場合は、流失品、遺失品、動物等の動産の売払いで、当該契約の性質がせり売りに適しているものに限る。」となっており、インターネット公売がせり売りの形式となっている。

(カ) 入札・随意契約結果

企業局における入札・随意契約は大きく3つに分けられる。1つ目は、工事に係る入札案件で、水再生センターの設備修繕や管渠築造工事等である。また、2つ目は、工事に係る委託業務で、これは工事に先んじて行われる土質調査や設計業務などが該当する。そして3つ目が、工事に直接関係のない委託業務で、企業局が業務を行うにあたって必要となる業務、例えば審査等の窓口業務である。

平成29年度における上記3つの入札件数は、以下のとおりである。

案件	入札方式	件数	構成比	金額(千円)
工事	一般競争入札	10	3.9%	310,360
	指名競争入札	49	19.1%	969,265
	随意契約	197	77.0%	140,561
	計	256	100.0%	1,420,187
工事に係る委託業務	一般競争入札	-	-%	-
	指名競争入札	12	40.0%	107,755
	随意契約	18	60.0%	7,239
	計	30	100.0%	114,995
工事以外の委託業務	一般競争入札	1	3.3%	17,906
	指名競争入札	-	-%	-
	随意契約	29	96.7%	132,407
	計	30	100.0%	150,313

出典：契約件数表（下水道）及び委託契約明細書・委託台帳から包括外部監査人補助者が集計

③その他

(ア) 低入札価格調査制度、最低制限価格制度

地方公共団体ではより良いもの、より安いものを調達することが原則とされているが、より安いものを追求しすぎると、低価格による受注が進み、ひいてはダンピング受注につながることも懸念される。

ダンピング受注は地方公共団体から見れば、適切な契約の履行の確保がなされない可能性があることや、行政サービスの質が低下するなどの支障が生じる可能性もあるため、次のような制度が認められている。

(i) 低入札価格調査制度

(a) 概要

工事・製造その他についての請負契約について、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない可能性があると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不相当であると認められるときには、たとえ最低価格の入札を行っていたとしても、その者を落札者とせずに、次に低い価格で申込みをした者を落札者とするることができる（令第167条の10第1項第1号）。

(b) 企業局の事務

企業局においては採用されていない。

(ii) 最低制限価格制度

(a) 概要

工事・製造その他についての請負契約について、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするることができる（令第167条の10第1項第2号）。

(b) 企業局の事務

企業局ではダンピング受注等を防止する目的から、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき、あらかじめ設けられた最低制限価格を下回った価格をもって入札した者を落札者とししない制度を、建設工事と工事に係る委託業務（設定がある場合）において適用している。

また、平成26年6月2日以降の指名競争入札通知及び一般競争入札公告より、入札案件となる建設工事、工事に係る委託業務及び役務契約（設定がある場合）の入札については事前公表としている。

なお、物品調達については最低制限価格の設定はしていない。

(イ) 予定価格の公表

(i) 概要

予定価格とは、地方公共団体の予算執行の上限額としての性格を持つものであり、議会の議決を受けた予算を計画的に執行するために必要なものとされる。

入札において、予定価格の事前公表を行う長所としては、職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となることが挙げられる。

一方、短所としては、談合が一層容易に行われる可能性があることや、積算能力が不十分な事業者でも、事前公表された予定価格を参考にして受注する事態が生じることが挙げられる。

(ii) 企業局の事務

企業局では、平成13年6月より建設工事の入札における予定価格の事前公表を実施している。また、平成26年6月2日以降の指名競争入札通知及び一般競争入札公告より、入札案件となる工事に係る委託業務及び役務契約の入札については事前公表としている。

なお、物品調達においては非公表としている。

(ウ) 入札談合

入札談合とは、入札の際に入札参加者間で受注する事業者や受注金額等を決めてしまう行為であり、入札参加者間の公正かつ自由な競争を通じて受注者や受注価格を決定しようとする入札制度を否定するものである。入札談合が行われると、より低い金額でより品質の良い工事が可能となるという入札

制度の目的が達成されないことになり、地方公共団体の予算の適正な執行を阻害し、納税者である市民の利益を損ねる結果ともなる。

全国市民オンブズマン連絡会議では、平成 14 年度から都道府県・政令市・県庁所在地市の入札に係る落札率を調査しており、特に落札率が 95% 以上の場合には入札談合の疑いが極めて強いとし、全工事中、落札率 95% 以上の工事の占める割合を「談合疑惑度」とし、調査の対象としている。

なお、全国市民オンブズマン連絡協議会は平成 17 年度調査まで、談合疑惑度を落札率 95% 以上の割合で算出していたが、平成 18 年度に談合が摘発された福島県・名古屋市で、本命業者のみ 95% 以下で入札する「95%ルール」を談合業界で作っていたことが判明し、その後の調査からは談合疑惑度を落札率 90% 以上の割合で算出するようにしている。

(2) 実施した監査手続

- ①契約事務に関する規程類を確認し、規程類に著しい不足や不備がないかを確認した。
- ②契約からサンプル抽出し、整備された規程に従って契約事務がなされているかを確認した。
- ③入札結果を閲覧することで、入札への参加企業数及び落札率を分析した。
- ④平成 29 年度の随意契約について、随意契約としている理由が妥当であるかを検証した。
- ⑤変更契約を行っている案件については、その変更理由が妥当であるかを検証した。
- ⑥平成 29 年度において指名停止中の業者との契約の有無を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

①少額随意契約の契約業者・金額の推移について（結果）

中継ポンプ場の自家用電気工作物保安管理業務について、市は地区を4つに分けて、それぞれの地区ごとに少額随意契約で委託している。これら4地区の中継ポンプ場の自家用電気工作物保安管理業務委託について、平成25年度～平成29年度の見積合わせ業者及び金額の推移は以下のとおりである（は契約業者及び契約金額）。

【④南小松中継ポンプ場自家用電気工作物保安管理業務委託】

(単位：円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A社	200,340	206,064	206,064	206,064	206,064
B社	245,700	252,720	252,720	252,720	252,720
C社	239,400	246,240	-	-	-
D社	-	-	256,608	278,640	278,640

【⑤中継ポンプ場（北部）自家用電気工作物保安管理業務委託】

(単位：円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
B社	466,200	479,520	479,520	479,520	-
C社	-	-	-	-	440,640
D社	-	-	349,920	349,920	349,920
E社	340,200	349,920	410,832	401,760	-
F社	415,800	427,680	-	-	-
G社	-	-	-	-	414,720

【⑥中継ポンプ場（中部）自家用電気工作物保安管理業務委託】

(単位：円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
E社	415,800	427,680	427,680	466,560	375,840
H社	365,400	375,840	375,840	375,840	-
I社	422,100	434,160	414,720	479,520	453,600
J社	-	-	-	-	辞退

【⑦中継ポンプ場（南部）自家用電気工作物保安管理業務委託】

(単位：円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
E社	-	-	-	-	518,400

I 社	390,600	401,760	401,760	401,760	401,760
K 社	504,000	518,400	577,280	544,320	-
L 社	737,604	辞退	-	-	-
M 社	-	-	辞退	辞退	492,480

この内、㊸中継ポンプ場（北部）自家用電気工作物保安管理業務委託、及び、㊹中継ポンプ場（中部）自家用電気工作物保安管理業務委託について、それぞれ平成 27 年度及び平成 29 年度に契約業者が変わっているが、契約業者が変わる前と変わった後で契約金額が同じとなっている。少額随意契約については契約金額が外部公表されない中、業者が変わったにも関わらず契約金額が円単位で同一であるというのは、業者間で金額情報が共有されている可能性がある。

また、㊺中継ポンプ場（南部）自家用電気工作物保安管理業務委託については、平成 27 年度に見積り提出を辞退している M 社に対して平成 28 年度においても見積り依頼をし、再度辞退されている。その後、追加で他の業者から見積りを入手することも行っていないことから、平成 26 年度に L 社が見積り提出辞退をしていることも相成り、平成 26 年度～平成 28 年度の 3 年間、2 者からしか見積りを入手することが出来ていない。

当該業務は、形式的に見積り合わせを行い見積金額が一番安い会社と契約をするのではなく、契約業者や契約金額の推移についてモニタリングを行い、業者が変わったにも関わらず金額が同じとなっているなど異常な点があれば確認を行う必要がある。また、水再生センターの少額随意契約についても、競争原理を働かすために少なくとも 3 者から見積りを入手できるように取組を行うことが望まれる。

②大津終末処理場等運転管理業務の委託契約について（意見）

所管課名	水再生センター
委託名称	大津終末処理場等運転管理業務委託
委託先	株式会社ウォーターエージェンシー大阪営業所
委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 終末処理場等の運転・監視業務 ・ 終末処理場等の保守点検業務 ・ 水質試験業務 ・ 施設の警備業務 等
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
契約金額（税込）	1,269,000,000 円

上記大津終末処理場等運転管理業務の委託先が、昭和 44 年度から継続して株式会社ウォーターエージェンシー大阪営業所（旧社名：日本ヘルス工業株式会社）となっている。平成 18 年度までは随意契約、平成 19 年度～平成 24 年度までは指名競争入札、平成 25 年度～平成 27 年度までは一般競争入札、平成 28 年度からは公募型プロポーザルによる随意契約と契約締結方式を変えてはいるものの、包括委託の内容が徐々に増えており、そのことが参入障壁になっていると想定される。設計額・契約額や包括委託内容などの推移は以下のとおりである。

	第 1 期 (平成 19 年度 ～ 平成 21 年度)	第 2 期 (平成 22 年度 ～ 平成 24 年度)	第 3 期 (平成 25 年度 ～ 平成 27 年度)	第 4 期 (平成 28 年度 ～ 平成 30 年度)
	上段 設計額 下段 契約額	¥877,684,500 ¥846,300,000	¥919,054,500 ¥856,170,000	¥898,852,500 ¥888,300,000
大津終末処理場運転管理業務	○	○	○	○
汚泥等運搬業務	○	○	○	○
維持管理用工業薬品	○	○	○	○
維持管理用燃料	○	○	○	○
処理場修繕業務（50 万円以下）	○	○	○	○
中央監視設備保守点検業務	○	○	○	○
脱臭用吸着剤取替業務	○	○	○	○
天井クレーン点検業務	○	○	○	○
地下重油タンク定期点検業務	○	○	○	○
作業用消耗品	○	○	○	○
衛生管理業務	○	○	○	○
植木等管理業務	※ 1	○	○	○
自家用電気工作物点検業務	※ 1	○	○	○
周辺道路・側溝、相模川等清掃業務	※ 1	○	○	○
防災設備点検業務	※ 1	○	○	○
下水道管渠緊急現場確認業務	※ 1 (平成 21 年度のみ)	※ 1	○	※ 2

水質等測定検査業務	※1	※1	※1	○
流入渠清掃業務	-	-	-	○
産業廃棄物等処分費(し渣、沈砂等)	※1	※1	※1	○
屋上公園管理業務	※1	※1	※1	○
図面スキャニング業務	-	-	※1 (平成27年度のみ)	○
フロン点検業務	-	-	-	○
下水道管渠施設維持管理業務	※1	※1	※1	○ (※2)
下水汚泥収集運搬業務	※1	※1	※1	- (平成28年度から湖西浄化センターで処理)

以下、中継ポンプ場関連業務

中継ポンプ場運転管理業務	○	○	○	○
中継ポンプ場ポンプ井清掃業務	○	○	○	○
脱臭用吸着剤取替業務	○	○	○	○
地下重油タンク定期点検業務	○	○	○	○
中継ポンプ場等修繕費	○	○	○	○
維持管理用燃料	○	○	○	○
作業用消耗品	○	○	○	○
植木等管理業務	※1	○	○	○
自家用電気工作物点検業務	※1	○	○	○
防災設備点検業務	※1	○	○	○

包括委託契約額	846,300,000	856,170,000	888,300,000	1,269,000,000
委託業務費額計(別途発注)	167,343,538	168,728,326	256,458,055	-
計	1,013,643,538	1,024,898,326	1,144,758,055	1,269,000,000

※1：包括委託契約とは別契約で委託している。

※2：下水道管渠緊急現場確認業務は下水道管渠施設維持管理業務に含まれる。

出典：大津終末処理場等運転管理業務委託

第3期から第4期へかけて、従来の処理場、ポンプ場の包括委託に下水道管渠施設の維持管理を加えて、下水道の一体的なサービスを提供することで業務の効率化を図ったため、設計額・契約額ともに大幅に増加しており、また、第4期において設計額に対する契約額の割合は約95%となっている。企業局は、設計額・契約額の増加要因について、包括委託内容の増加以外に主に労務単価等の増加が影響しているという分析はできているものの、詳細な増加要因の分析は行っていない。

水再生センターでは、平成28年度の業務委託に参加申請しなかった事業者アンケート調査を実施し、平成31年度以降の契約のために平成30年度に実施する公募型プロポーザルにおいて、企業グループによる参加を認める、公告から参加申込期限までの期間を1週間から3週間に伸ばすなどの対応をとっている。このような取組を行ったものの、平成31年度以降の契約に対する参加申し込みは1者のみとなっている。

企業局においても、企画提案者が1者となっている原因を突き止めた上で、その原因の改善を行うことにより企画提案者を増やし、競争原理が働くようにすることが望まれる。

③上下水道・ガス審査等窓口業務委託について（意見）

所管課名	お客様設備課
委託名称	上下水道・ガス審査等窓口業務委託
委託先	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社関西支店
委託内容	・給水装置、排水設備、ガス供給施設、それぞれの工事申込書の受付、審査及びそれらに付随する入力、事務業務 ・お客様設備課窓口において来庁者への簡易な対応
契約方法	一般競争入札
契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月30日
契約金額（税込）	17,906,000円
予定価格	18,889,200円
入札率	94.8%

上下水道・ガス審査等窓口業務について、平成 28 年度までは市が直営で実施していたが、平成 29 年度からは一般競争入札により 1 年単位の外部委託へと変更されている。当該一般入札については、平成 28 年度(平成 29 年度委託分)から平成 29 年度(平成 30 年度委託分)までの 2 箇年実施され、ともに 1 者入札であった。

また、平成 30 年度入札(平成 31 年度以降委託分)においては、「お客様センター業務委託」に当該業務も含め包括委託としてプロポーザル方式による入札が行われ、結果として 1 者入札であった。この入札においては、企業グループでの参加及び入札参加資格者に未登録でも実績があれば入札参加が可能にし、門戸を広げられた。しかし、結果として 1 者しか入札しなかった。

競争原理が働くようにするため、入札者数が増えるような取組、例えば、上述の「②大津終末処理場等運転管理業務の委託契約について」において触れたような入札に参加しない業者にアンケートを実施し、入札に参加しない原因を追究し、その回答を検討することが望まれる。

④設備・修繕の発注について(意見)

②や③以外の契約にも、修繕に係る委託契約の随意契約理由や見積合わせで結果的に 1 者からしか見積りを取れなかった案件を確認すると、修繕対象設備に精通している業者がその設備の販売会社であるというものが見られた。特に下水道設備の故障は緊急性を要するものが多く、5号随契(緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。)として、販売会社を業者として指定することが多い。この結果から、設備については、契約した業者が競争性なくその後の修繕もできることとなっている。

このように、設備については、その修繕が実質販売会社しかできない都合上、購入発注時からライフサイクルコストを考慮した発注とすることが望まれる。

3. 固定資産

(1) 概要

①固定資産管理について

(ア) 固定資産の取得及び売却等

大津市企業局会計規程により、企業局の固定資産や物品に係る会計について取り扱いが定められている。また、固定資産については、事務マニュアルとして「固定資産の取得及び売却等に係る報告事務マニュアル」が策定されており、各課が固定資産を取得または売却等した際に必要な書類や事務フローがまとめられている。書類は経営経理課へ提出し、経営経理課で固定資産台帳の登録及び削除が行われる。

(i) 固定資産を取得及び売却等した場合の提出書類

各課が固定資産の取得及び売却等をした場合に経営経理課に提出する必要がある書類は以下のとおりである。

【取得した場合の提出書類】

取得の形態	提出書類
工事完了、購入	固定資産取得報告書、資産取得調書、支出負担行為決議書、その他必要な書類
無償譲受	固定資産取得報告書、資産取得調書、受納書
他会計からの所管換え	固定資産取得報告書、資産取得調書、他会計からの所管換えにより取得したことがわかる書類

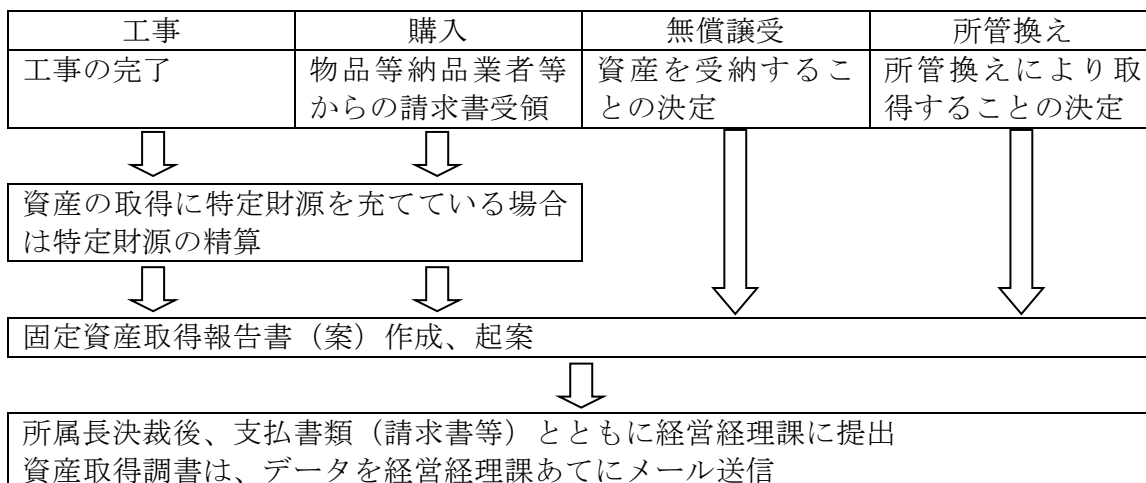
【売却等した場合の提出書類】

売却等の形態	提出書類
売却	固定資産売却等報告書、固定資産台帳、売却価額のわかる書類
撤去、廃棄、用途廃止、滅失または亡失	固定資産売却等報告書、固定資産台帳
毀損	固定資産売却等報告書、固定資産台帳、毀損価額のわかる書類

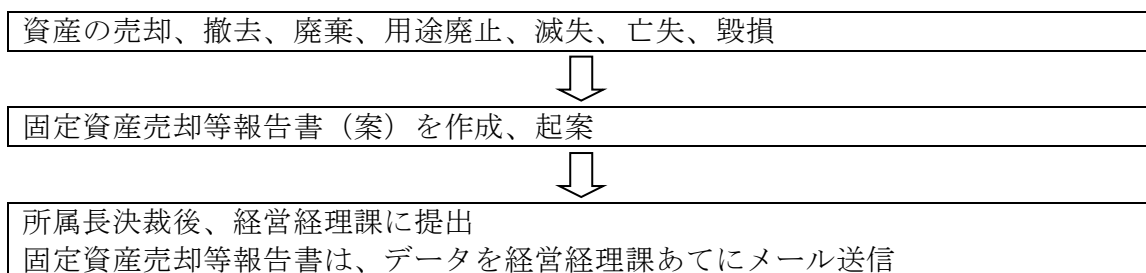
(ii) 事務フロー

固定資産の取得及び売却等を行った場合の主な報告フローは以下のとおりである。

【工事完了または購入の場合】



【売却等の場合】



(イ) 台帳管理

各課が固定資産を取得した場合には、上記事務フローに従い、経営経理課に資産取得調書のデータが送信される。経営経理課は各課から送信された資産取得調書に基づき固定資産台帳への登録を実施している。

なお、固定資産は大津市企業局会計規程第58条で定義されており、固定資産の定義に従い、固定資産台帳に登録される。

また、固定資産台帳のほかに、物品台帳も併存している。備品台帳は大津市財務規則第134条に定義されている物品を管理する台帳であり、各課が取得した物品の情報を契約管財課に連絡し、契約管財課で物品台帳に登録している。

契約管財課が物品台帳に登録した際に、物品台帳シールが発行され、各課により物品にシールが貼付される。

(ウ) 現物管理

企業局は1年に1回、固定資産の現物確認を行っている。現物確認の対象は、4月1日時点で固定資産台帳と物品台帳に登録されている資産となっており、各課で現物確認を実施している。

なお、管渠は地中に埋設されているため、現物確認の対象にはなっていない。

②長寿命化計画について

下水道の機能を維持し、事故・機能障害の発生を未然に防ぐためには、下水道施設の健全性を確保する必要がある。

市では昭和37年1月の事業着手以後50年以上が経過し、膨大なストック（資産）を保有しており、今後、施設が本格的な改築更新の時期を迎えることとなる。

そのため、これらの施設を効率的に管理・運用し、下水道サービスの維持、ライフサイクルコスト（生涯費用）の低減のための取組として長寿命化計画を策定している。

(ア) 大津市下水道長寿命化計画

大津市下水道長寿命化計画は平成24年度に策定され、計画期間は平成25年度から平成29年度の5ヶ年の計画として実施された。しかし、平成29年度までに計画していた調査や工事が計画期間内に終了しなかったため、計画期間を3年間延伸し、平成32年度までの8ヶ年計画となっている。

(i) 管渠の長寿命化計画

管渠の長寿命化計画は、大津市公共下水道のうち大津処理区の管渠を対象としている。

大津処理区は、市内で最初に事業化した公共下水道の単独処理区であり、昭和37年の整備開始から既に50年以上が経過している。

大津処理区の管路施設は、当該区域が南側の山地から琵琶湖へ向かう扇状地であり、この傾斜地形を利用して自然流下が図られるように、土被りがなるべく浅く布設されている。そのため、市街化の進展に伴う交通荷重等の影響や布設後50年以上経過していることにより、特に30年以上経過した管渠は破損・クラック・浸入水といった劣化が生じている状況となっている。

このような状況を考慮して、管渠の長寿命化計画は大津処理区を対象としており、大津処理区内の管渠の管内調査・潜行目視調査による劣化状況の緊急度を測定し、緊急度が高いものを計画の対象として対策工事を行っている。

(a) 緊急度の判定

緊急度の判定は管内調査（TVカメラ調査）により行われ、劣化の判定項目（10項目）に基づいた劣化度と不良発生率に基づいて測定している。

判定の結果、緊急度はⅠ～Ⅲに分類され、緊急度Ⅰは速やかに改築が必要と判断されたもの、緊急度Ⅱは簡易な対応により必要な措置を5年未満まで延長できるが5年未満に改築が必要なもの、緊急度Ⅲは簡易な対応により必要な措置を5年以上に延長できるものに分けられている。緊急度調査の結果、長寿命化計画の計画延長は4,525m（205スパン）と判断されている。

長寿命化計画調査結果による管渠緊急度判定結果と計画策定内訳

緊急度	区分	緊急度の判定結果			リスクマトリクスによる判定(被害規模と発生確率による優先順位づけ)		長寿命化計画策定の内訳		
		スパン数	延長(m)	割合(%)	スパン数	延長(m)	スパン数	計画の内容	
Ⅰ	速やかに措置が必要	9	(213.34)	0.6			205	長寿命化(補助対象)	
							357	105	長寿命化(単独)
Ⅱ	簡易な対応により必要な措置を5年未満まで延長できる	488	(9576.29)	25.7	長寿命化	349 (6770.31)	47	修繕	
					予防保全	129 (2515.11)			129
Ⅲ	簡易な対応により必要な措置を5年以上に延長できる	1372	(27435.65)	73.7			1372	1372	将来計画
合計		1869	(37225.28)	100					

出典：大津市下水道長寿命化計画（管路施設）

なお、緊急度は管内調査（TVカメラ調査）による調査を基本としており、TVカメラ調査は平成15年度から実施されていたが、調査の全てが同一の手法で劣化判定をされていたわけではなかったため、①管の腐食、②上下方向のたるみ、③管の破損、④管のクラック、⑤管の継手ズレ、⑥浸入水、⑦取付管の突出し、⑧油脂の付着、⑨樹木根浸入、⑩モルタル付着の10項目の判定基準で劣化状況を判定している。

(b) 衝撃弾性波調査による緊急度の見直し

平成22年度の調査路線については、TVカメラ調査のほか衝撃弾性波調査が実施されている。

衝撃弾性波調査は、衝撃弾性波検査法による調査であり、「非破壊検査(試験)」と呼ばれる検査方法のうち、「弾性波法」と呼ばれる方法の1つである。

衝撃弾性波調査はTVカメラ調査に比べ高性能な調査方法であり、TVカメラ調査結果から緊急度を繰り上げるべきものも発見されており、速やかに対応が必要であると判断される緊急度Ⅰとなったものは、3路線で106.02mとなっている。

なお、衝撃弾性波調査はTVカメラ調査に比べ高額であり予算の確保が難しいことや、長寿命化支援制度の目的が簡単な調査に基づく幅広い長寿命化を図ることであり衝撃弾性波調査は求められていないこと等により、平成22年度のみ衝撃弾性波調査が実施され、平成23年度以降は実施されていない。

(c) 計画期間の延伸

大津市下水道長寿命化計画は計画期間内に対策が完了しなかったため、平成29年度に計画期間を延伸し、平成32年度までの8ヶ年の計画となっている。平成32年度まで長寿命化計画による長寿命化対策工事を実施し、その後は平成30年度に策定された大津市下水道ストックマネジメント計画へ移行され、定期的な点検を行い、予防保全を重視した維持管理を実施していくこととなっている。

当初計画期間の実績と、計画期間延伸による計画変更後の工事計画は以下のとおりである。

【長寿命化計画（管路施設）の工事計画及び工事实績】

年度		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
計画	施行延長 (m)	696.80	1,122.76	1,016.52	804.98	884.05
	累計 (m)	696.80	1,819.56	2,836.08	3,641.06	4,525.11
	進捗率 (%)	15.4	40.2	62.7	80.5	100
実績	施行延長 (m)	-	771.01	1,111.38	649.75	793.56
	累計 (m)	-	771.01	1,882.39	2,532.14	3,325.70
	進捗率 (%)	-	17.0	41.6	56.0	73.5

年度		平成30年	平成31年	平成32年	平成30～32年合計
計画	施行延長 (m)	169.80	621.45	408.16	1,199.41
	累計 (m)	3,495.50	4,116.95	4,525.11	-
	進捗率 (%)	77.2	91.0	100.0	-

出典：下水道課作成資料

(ii) 処理場・中継ポンプ場の長寿命化計画

平成24年度に策定された大津市公共下水道長寿命化計画（処理場・中継ポンプ場編）の対象は、大津市公共下水道（大津処理区）の水再生センター（大津終末処理場）の水処理施設、沈砂池・汚泥処理施設と中継ポンプ場（建屋・マンホールポンプ）であり、内訳は以下のとおりとなっている。

【調査対象施設】

施設名称		機械	電気	建築 機械	建築 電気
管理棟		○	○	○	○
ポンプ棟		○	○	○	○
沈砂洗浄棟		○	○	○	○
分配槽		○	○		
Ⅰ系水処理施設	最初沈殿池	○	○		○
	反応槽	○	○	○	○
	最終沈殿池	○	○	○	○
Ⅱ系水処理施設	最初沈殿池	○	○	○	○
	反応槽	○	○	○	○
	最終沈殿池	○	○		
スカム処理室		○	○		○
脱臭棟		○	○		
消毒槽		○	○		
汚泥濃縮槽		○	○		
加圧浮上棟		○	○	○	○
第2汚泥処理棟				○	○
汚泥移送ポンプ室		○	○	○	○
自家発電機棟			○		○
電気棟			○	○	○
ハロンガスボンベ棟				○	○
中継ポンプ場（建屋）		○	○	○	○
中継ポンプ場（マンホールポンプ）		○	○		

出典：大津市公共下水道長寿命化計画 計画説明書 処理場・中継ポンプ場編

水再生センターは、昭和44年に供用開始され、計画策定時には約40年が経過していた。また、各中継ポンプ場は、処理区の整備の進捗に合わせて必要な箇所に設置されている。計画策定時現在、建屋のポンプ場が8箇所、マンホールポンプ場が134箇所供用されており、設置後30年以上経過しているものもあった。

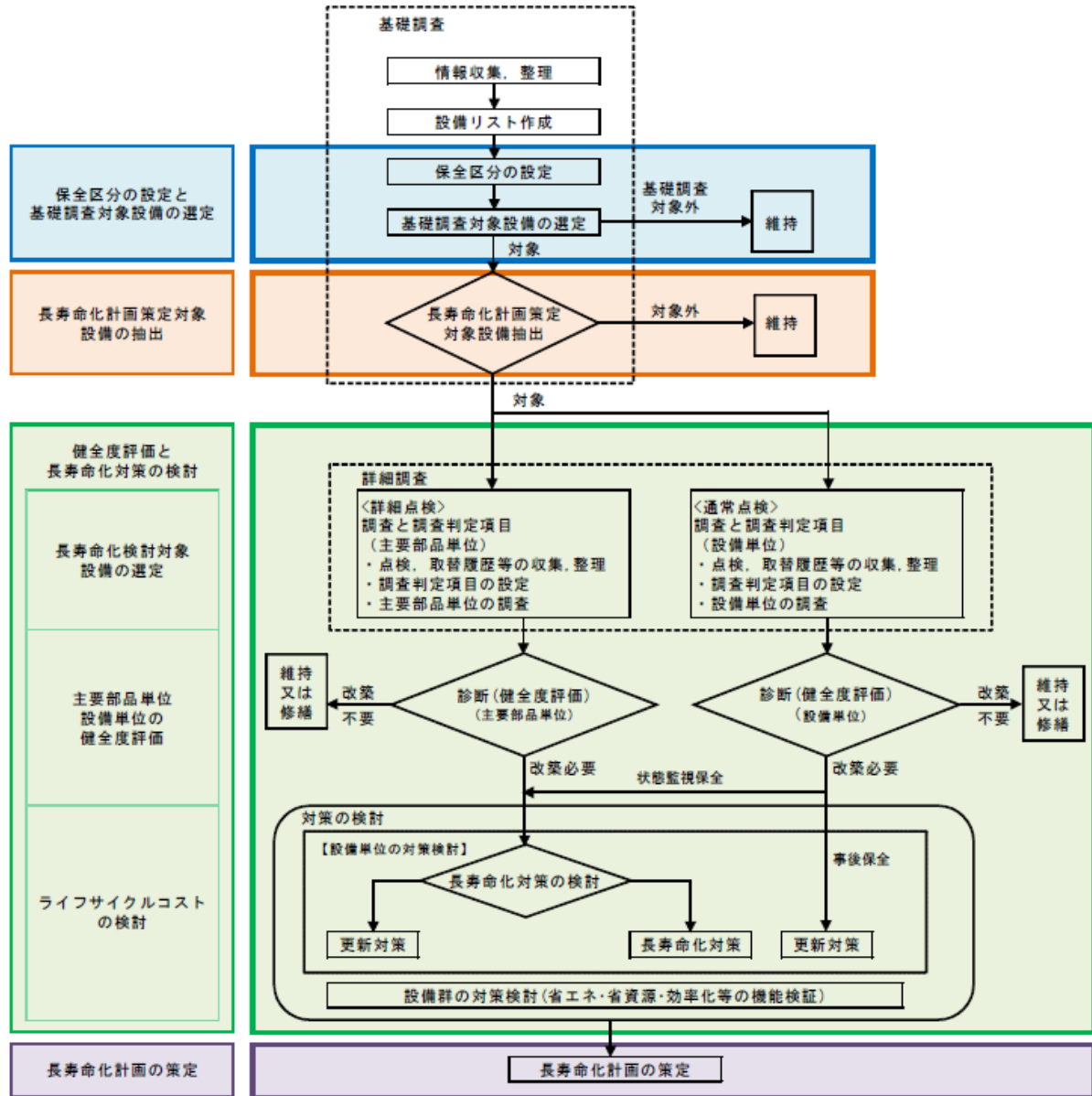
これらの施設は、従来、日常点検や定期点検結果に基づき、修繕や改築を実施していたが、標準耐用年数を大幅に超過している設備や、主要な部分の老朽化が進行し機能の低下がみられる設備があったため、長寿命化計画の対象施設に選定された。

水再生センターや中継ポンプ場の老朽化による日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、長寿命化対策を含めた計画的な改築により、ライフサイクルコストの最小化や、予算の最適化を実現する必要がある。そこで、点検調査結果や経過年数等から機能低下が予測される設備について、長寿命化対策を含めた計画的な改築により、ライフサイクルコストを抑制しながら施設の堅実な機能確保を図る目的から、長寿命化計画が策定されている。

(a) 調査及び判定の方法

処理場・中継ポンプ場の長寿命化計画の検討フローは以下のとおりである。

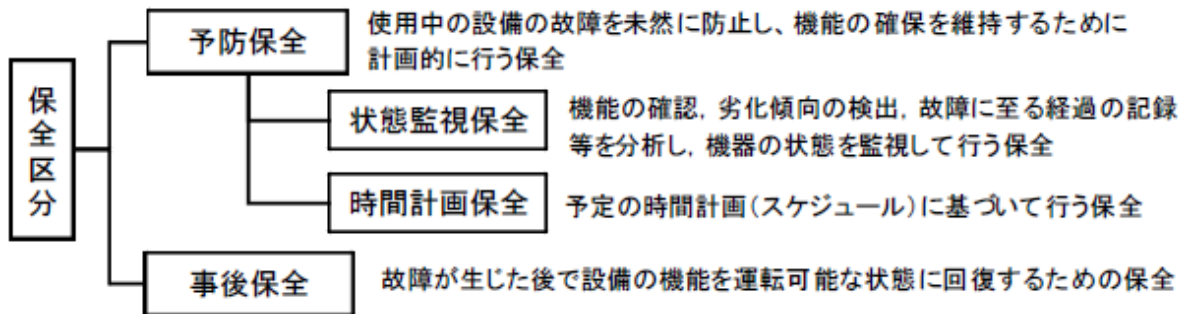
【長寿命化計画の検討フロー】



出典：大津市公共下水道長寿命化計画 計画説明書 処理場・中継ポンプ場編

長寿命化計画の対象施設ごとに保全区分を設定し、保全区分に基づき保全方法を検討している。保全区分の考え方は以下のとおりである。

【設備の保全区分】



出典：大津市公共下水道長寿命化計画 計画説明書 処理場・中継ポンプ場編

【設備の保全方法と特徴】

	予防保全		事後保全(更新型)
	状態監視保全	時間計画保全	
保全方法	施設・設備の状態に応じて保全を行う	施設・設備の状態を問わず、一定期間ごとに保全を行う	故障・異常の発生後に更新を行う。
適用の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・処理機能への影響が大きいもの(応急措置が困難なもの)に適用 ・予算への影響が大きいものに適用 ・安全性の確保が必要なものに適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化の予兆が測れるものに適用 ・劣化の予兆が測れないものに適用 ・法で定期保全が義務付けられているものに適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理機能への影響が小さいもの(応急措置が可能なもの)に適用 ・予算への影響が小さいものに適用
特徴	・予兆を把握するための情報が多く必要	・費用が高くなる可能性がある	<ul style="list-style-type: none"> ・点検作業が少なくすむ ・費用が安くなることが多い
健全度イメージ			

出典：「下水道長寿命化支援制度に関する手引き(案)」国土交通省

(b) 点検結果の概要

長寿命化計画の対象となっている資産は2,527点となっており、そのうち、基礎調査によって482点が長寿命化検討対象と分類された。さらに詳細調査により健全度の判定が行われた結果、283点が長寿命化計画対象と判定されている。

対象資産の内訳は以下のとおりである。なお、計画当初は水再生センターの I 系水処理施設及び加圧浮上棟等が対象資産となっていたが、水再生センターの再構築計画が長寿命化計画の計画期間中に策定されたことにより、水再生センターの I 系水処理施設及び加圧浮上棟等を除いた資産数となっている

	水再生センター	中継ポンプ場 (建屋)	中継ポンプ場 (マンホールポンプ)	合計
長寿命化計画対象資産	1,198	508	821	2,527
基礎調査による絞込結果	162	62	258	482
詳細調査による絞込結果	97	59	127	283

出典：下水道課作成資料

(c) 計画期間の延伸

処理場・中継ポンプ場の長寿命計画も管渠の長寿命化計画と同様に、当初計画は平成25年度から平成29年度までの5ヶ年であったが、計画期間内に対策が完了しなかったため平成29年度に計画期間を延伸し、平成32年度までの8ヶ年の計画期間となっている。その後は、平成30年度に策定された大津市下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的な改築更新を実施していくこととなっている。

当初計画期間の実績と、計画期間延伸による計画変更後の工事計画は以下のとおりである。

【長寿命化計画（処理場・ポンプ場）の工事計画及び工事实績】

年度		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
計 画	計画機器数	73	38	62	75	35
	累計	73	111	173	248	283
	進捗率 (%)	25.8	39.2	61.1	87.6	100.0
実 績	計画機器数	69	58	29	59	14
	累計	69	127	156	215	229
	進捗率 (%)	23.4	43.1	52.9	72.9	77.6

年度		平成30年	平成31年	平成32年	平成30～ 32年合計
計 画	計画機器数	46	13	7	66
	累計	275	288	295	-
	進捗率 (%)	93.2	97.6	100.0	-

※1 再構築に伴う長寿命化対策対象機器（I系水処理施設）は除いている。

※2 計画期間延伸により対象資産が295機器に増加している（加圧浮上等を含む）。

出典：下水道課作成資料

③ストックマネジメント計画について

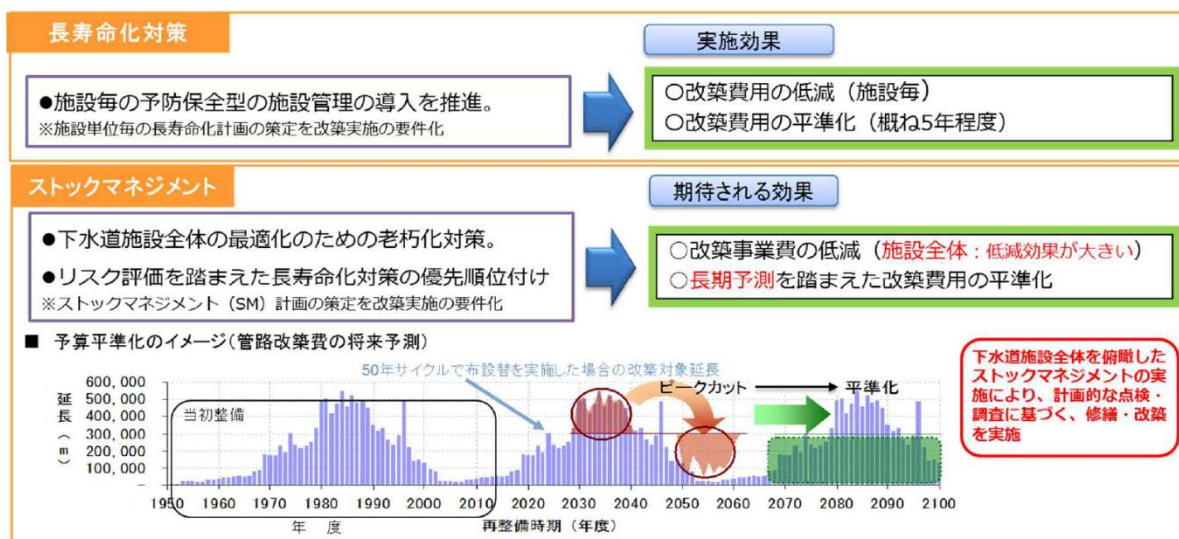
(ア) 下水道ストックマネジメントの導入

長寿命化対策による改築は、個別施設ごとに計画を策定し、改築事業を実施している。これは短期的な部分最適化であり、施設ごとの最適化であるため、必ずしも事業全体での最適化が十分に行われていなかった。

下水道施設を財源等の制約のもと適切に管理していくためには、短期的（5年程度）な部分最適による改築ではなく、中長期的な視点で下水道事業全体の今後の老朽化の進展状況を捉えて、優先順位を付けながら施設の改築を進めることで、事業費（年価）の更なる削減を図ることが重要である。

そのためには、現行の長寿命化対策のように施設ごとではなく、下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら維持管理、改築を一体的にとらえて計画的・効率的に管理するストックマネジメントの導入が必要である。

【今後の老朽化対策の考え方】



出典：「下水道ストックマネジメント支援制度」国土交通省

(イ) 下水道ストックマネジメントの効果

下水道事業におけるストックマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえた上で、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握・評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することである。このストックマネジメントの導入により期待される効果は以下のとおりである。

(i) 施設の安全性を確保し、良好な施設状態維持が可能となる

適正な点検・調査によって下水道施設の状態を把握し、下水道施設の不具合発生を未然に防止でき、施設の安全性の確保及び良好な状態の維持が可能となる。

(ii) 施設全体のライフサイクルコストの低減が図れる

良好な施設状態を維持しながら、施設全体のライフサイクルコストの低減が可能となる。

(iii) 適正かつ合理的な施設管理を実施することが可能となる

劣化した施設に対し、リスク評価による優先順位を考慮した対策を行うことにより、適正かつ合理的な施設管理が可能となる。

(iv) 事業費（年価）の更なる削減・平準化が可能となる。

リスク評価に基づく対策の優先順位の明確化及び事業全体の最適化が図られるため、事業費（年価）の更なる削減・平準化が可能となる。

(v) 住民及び関係機関への説明責任の向上を図ることができる

施設管理に関する目標とリスクの明確化、リスク評価による客観的な点検・調査及び改築・修繕の優先順位に基づく施設管理、長期的な事業見通し等が実現でき、説明責任（アカウンタビリティ）の向上を図ることができる。

(ウ) 大津市下水道ストックマネジメント計画

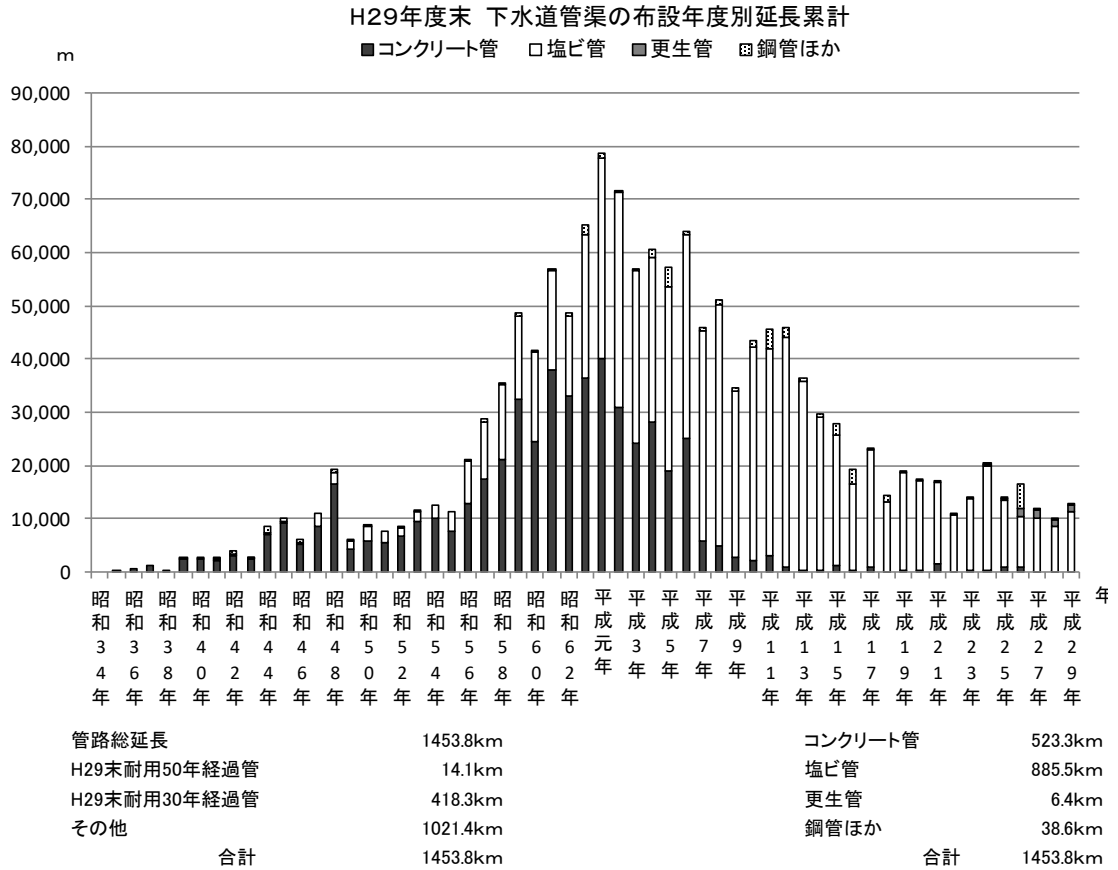
大津市下水道ストックマネジメント計画は、平成31年度から平成35年度を計画期間として平成30年11月に策定されている。

以下のグラフのとおり、市の管路総延長約1,400kmのうちの多くは、昭和59年頃から平成10年頃にかけて整備されており、平成7年ごろから使用管がコンクリート管から塩ビ管へ移行している。特に湖西処理区及び湖南中部処理区においては塩ビ管の割合が高い。昭和36年度に事業を着手した大津処理区においてはコンクリート管が多く使用されており、老朽化した管路の割合も多い。また、幹線管路や緊急輸送路下に埋設された管路については年代を問わずコンクリート管が使用されている。

大津処理区においては、平成25年度より長寿命化対策を実施しており、管路の老朽化対策を進めているが、30年後にはコンクリート管のほとんどが標

準耐用年数の50年を超えることから、更なる効率的な修繕・改築の計画が求められている。

大津市下水道ストックマネジメント計画は、大津市下水道長寿命化計画と大津市下水道総合地震対策計画との整合を取りながら計画を策定されている。



出典：下水道課 作成資料

(i) スtockマネジメント計画導入の流れ

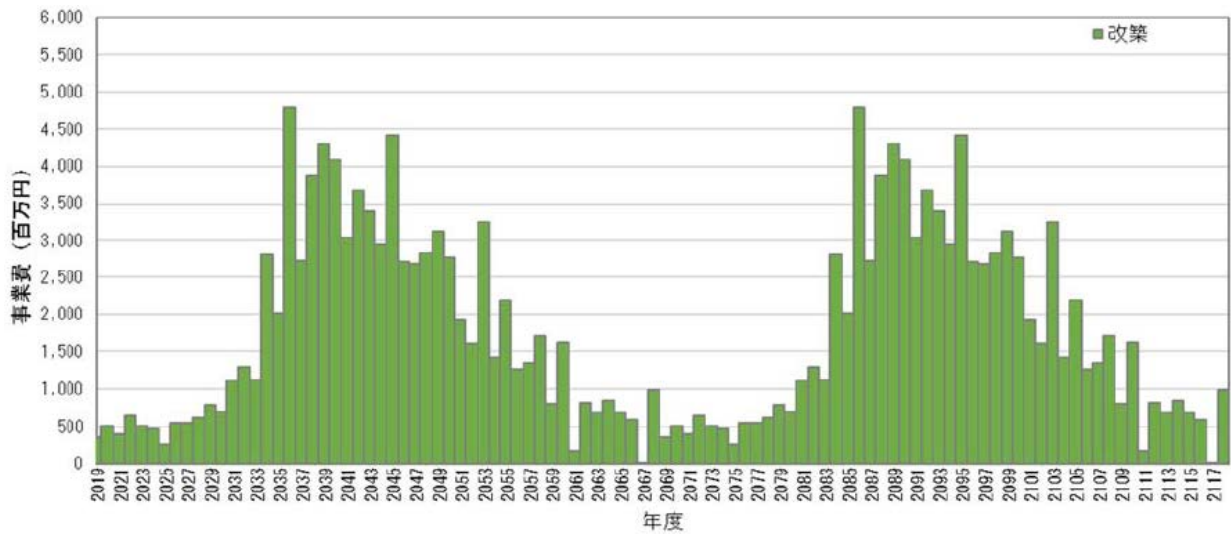
ストックマネジメント計画では、ストックマネジメント実施の基本方針に基づき、施設の管理区分を設定し、管理区分に応じて緊急度・重要度を判断して、最適な改築シナリオを設定している。

(ii) 長期的な改築需要の見通し

計画策定時の管路施設及び処理場・ポンプ場の長期的な改築需要は以下のとおりとなっている。

○管路施設

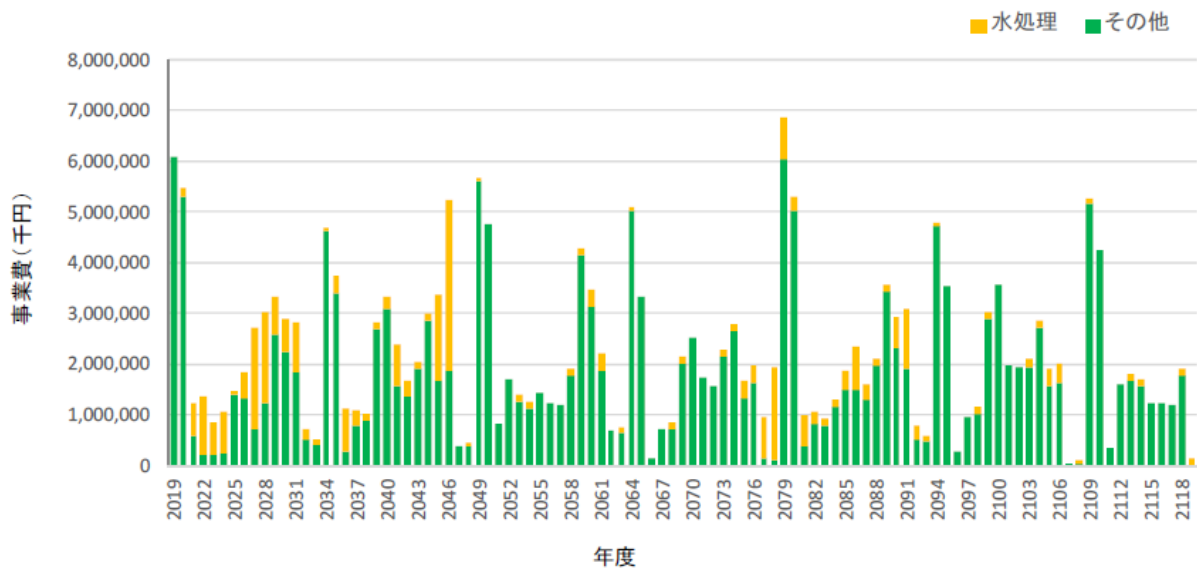
【改築需要の見通し（管渠）】



出典：大津市ストックマネジメント計画 計画書

○処理場・ポンプ場

【改築需要の見通し（処理場・ポンプ場）】

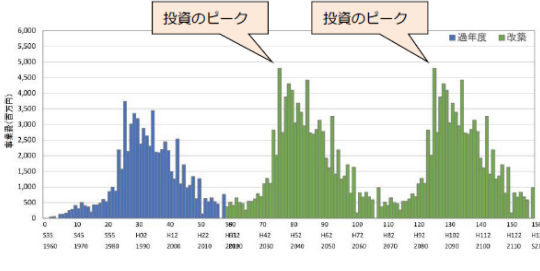
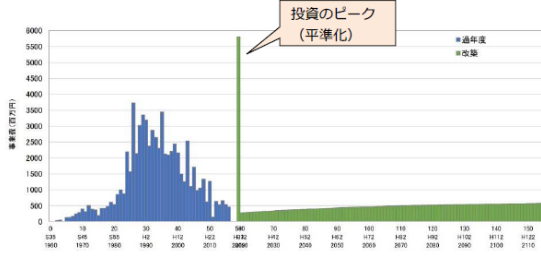


出典：大津市ストックマネジメント計画 計画書

(iii) スtockマネジメントの導入によるコスト縮減効果

標準耐用年数で全て改築した場合と、選定したシナリオに基づき改築を実施した場合を比較した場合のコスト縮減額は以下のとおりである。

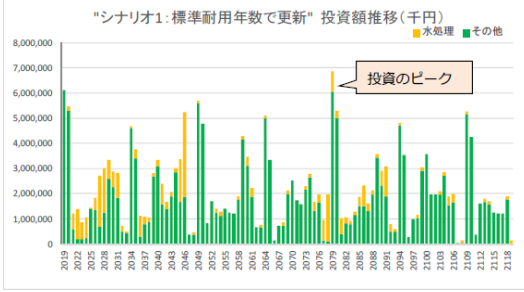
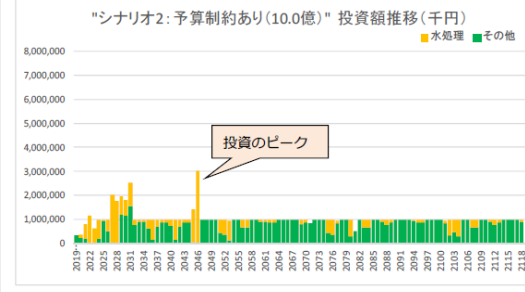
○管路施設

		単純改築シナリオ	最適シナリオ
概要		標準耐用年数を迎えた時点で更新するシナリオ	コンクリート管のうち緊急度Ⅰおよび緊急度Ⅱの一部※を改築 ※腐食環境下または重要施設に該当する施設
改築費用			
投資額	年間平均	17.6 億円/年	5.3 億円/年
	ピーク (年度)	48 億円 (2036, 2086 年度)	58.1 億円/年 (2019 年度)

概ねのコスト削減額 17.6 億円/年 (単純改築シナリオ) - 5.3 億円/年 (最適シナリオ) = 12.3 億円/年 (1,230 百万円/年)

出典：大津市ストックマネジメント計画 計画書

○処理場・ポンプ場

		単純改築シナリオ	最適シナリオ
概要		標準耐用年数を迎えた時点で更新するシナリオ	投資額の上限を年あたり 10.0 億円 (実績ベースの倍) で改築するシナリオ
改築費用			
投資額	年間平均	22.0 億円/年	10.5 億円/年
	ピーク (年度)	68.7 億円 (2079 年度)	33.1 億円/年 (2030 年度)

概ねのコスト削減額 22.0 億円/年 (単純改築シナリオ) - 10.5 億円/年 (最適シナリオ) = 11.5 億円/年 (1,150 百万円/年)

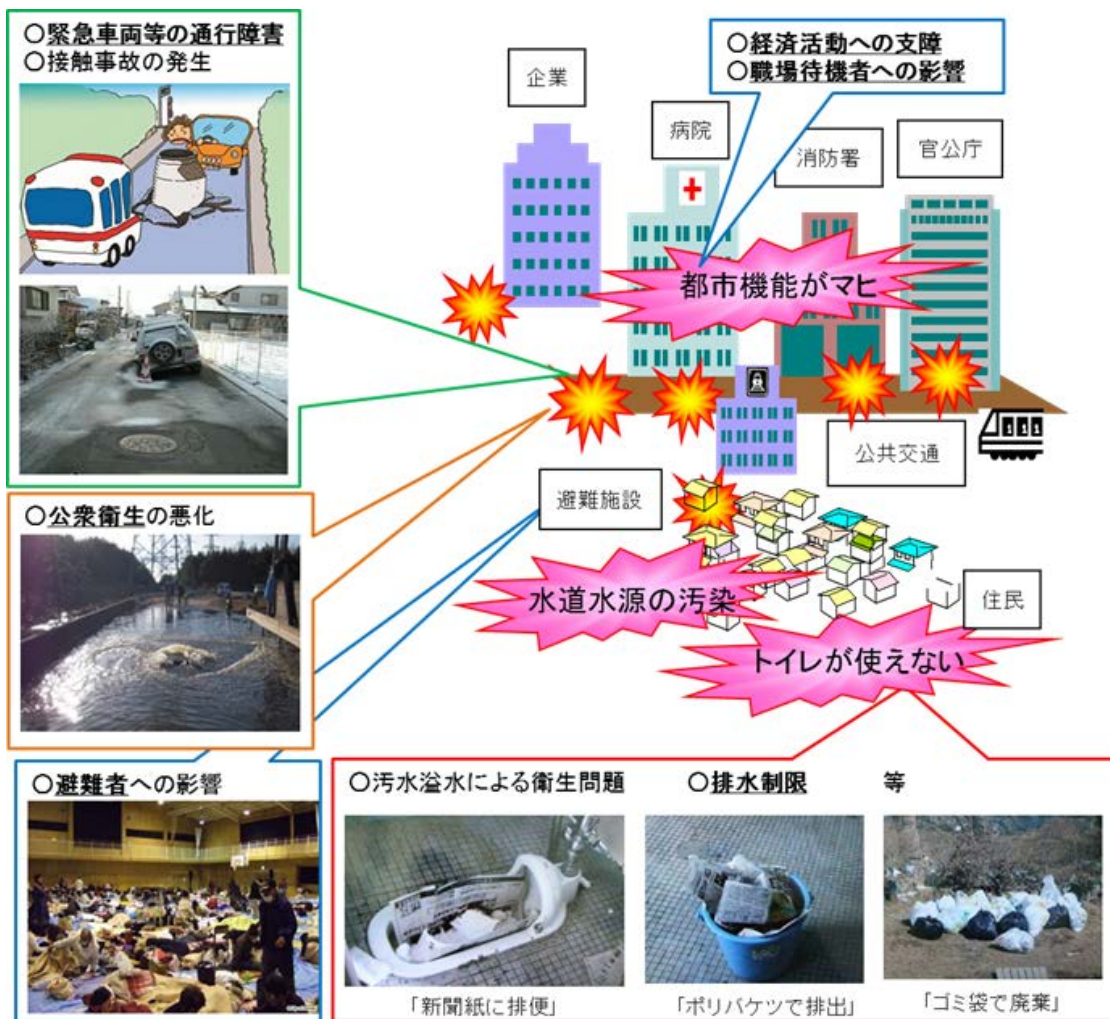
出典：大津市ストックマネジメント計画 計画書

④地震対策について

下水道施設は水道や電気等とともに住民生活を支える重要なライフラインの一つであり、震災によってその機能が麻痺した場合、トイレの使用ができなくなる他、公共用水域の汚染による伝染病や避難地等での浸水被害等の二次災害の発生により、国民生活に与える影響は極めて大きい。

また、下水処理施設や管渠被害はもとより、地震時の特徴的な被害として液状化によるマンホールの突出が発生し、車両通行が阻害されるなど、住民生活や社会活動に大きな影響が発生する。

【大規模地震時の影響】



出典：国土交通省ホームページ

市はD I D地区（※1）を有する都市であり、滋賀県の県庁所在地であるとともに、滋賀県の中核機能としての役割を担っている。また、水再生センターの放流先となっている琵琶湖の水は、京阪神地区の重要な水源として、水道水、工業用水、農業用水、発電など様々な目的に利用されている。瀬田川を除き全ての河川が琵琶湖に流入し、近畿の水道水源であることから、下水道施設の被災による影響は甚大であり、広域的にも耐震化が望まれている。

※1 人口集中地区。原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域。

(イ) 地震発生時の被害予測

上述のとおり、琵琶湖周辺には複数の活断層が確認されており、その中の琵琶湖西岸断層帯に起因する地震が発生した場合、最大震度は7と推定され、下水道施設も、大きな被害を受けることが予想される。

地震による下水道施設の機能の低下や停止は、市民の生活や琵琶湖などの周辺環境に大きな影響を及ぼす可能性がある。

大津市域への影響が最も大きい琵琶湖西岸断層帯地震の想定震度分布と液状化危険度、下水道管の種類から過去の大規模地震の被害調査実績をもとに行われた管渠の被害予測は、大津市のホームページによると約1,443キロメートルの下水道管のうち、最大で約270キロメートルの管渠が被害を受けるとされている。

また、処理場、ポンプ場についても、想定震度分布と液状化危険度の他、立地条件や施設の耐震化状況から予測された結果、下水道施設の被害額は、最大で約440億円と見積もられている。

さらに、市は琵琶湖と山脈の間の狭い幅で湖岸低地が分布しており、山地から多くの河川が西から琵琶湖に向かって流れているため、扇状地や自然堤防が広く形成されていることや、琵琶湖岸の市街地の多くが埋立地であることから、地震発生時に液状化危険度が高く、平成16年に市で実施した防災アセスメントでは市街地のほとんどで液状化の危険性が指摘されている。

(ウ) 大津市下水道総合地震対策計画

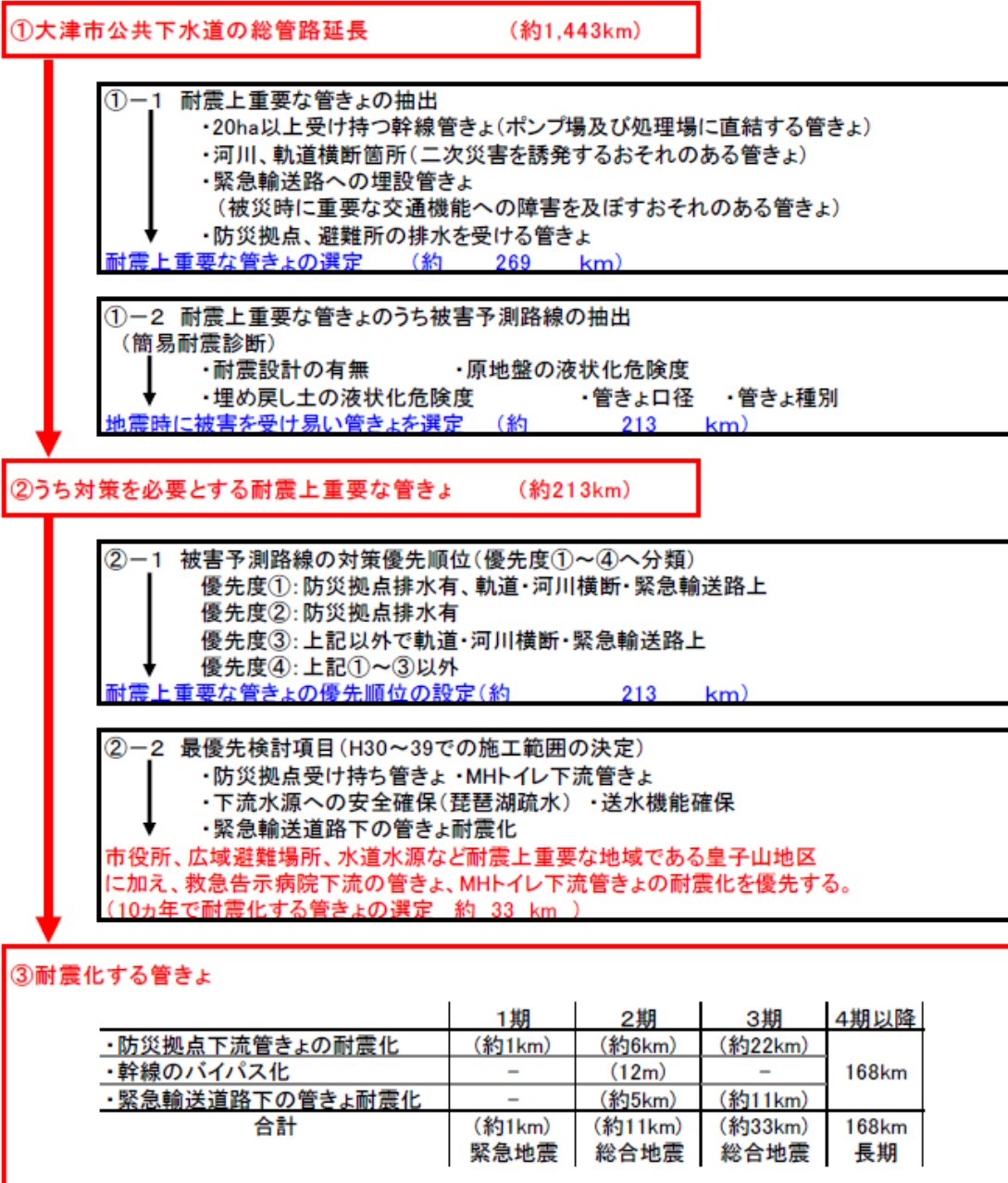
上述のとおり、琵琶湖の水は、京阪神地区の重要な水源であり、市は上水道の取水口上流に位置することから、管渠については優先度の高い路線から順次、耐震化を進めている。また、処理場とポンプ場については平成15年度から各施設の耐震事業に着手しており、ポンプ場（マンホールポンプ場を除く）については平成25年度をもってすべての耐震化を終えている。

現在、市では「平成30年度大津市下水道総合地震対策計画」（計画期間：平成30年度～平成39年度）に基づき、地震対策に取り組んでいる。当該計画は、平成24年度に策定された「平成25年度大津市下水道総合地震対策計画書」（計画期間：平成25年度～平成29年度）に引き続き策定され、「平成25年度大津市下水道総合地震対策計画書」を整理し見直したものである。

(i) 管渠の耐震化計画

管渠の総合地震対策設定に係る決定手順並びに対象施設の概要は以下のとおりである。日本下水道協会が発行している「下水道施設の耐震対策指針と解説2006年版」の考え方にに基づき、269kmを耐震上重要な管渠として位置づけを行っている。

【総合地震対策計画対象管渠の決定手順と対策概要】



出典：平成30年度 大津市下水道総合地震対策計画

【耐震化済み延長と平成30年度大津市下水道総合地震対策計画での耐震化位置づけ路線延長】

前回計画位置付け路線 耐震化済み路線		耐震化済 延長(m)	未施工 延長(m)	備考
緊急(1)	新皇子山幹線の整備	380		
緊急(1)	皇子山5号幹線の耐震化	170		
総合(2)	皇子山幹線の耐震化(防災拠点下流の幹線管渠)	550		
総合(2)	皇子山幹線の耐震化(ヴィルツブルグ通り～柳が崎)		1,000	
総合(2)	皇子山5号幹線の耐震化	750		
総合(2)	大津幹線及び膳所北幹線の耐震化		1,200	診断済み
総合(2)	大津1号幹線、大津4号幹線、晴嵐1～3号幹線の耐震化		3,130	診断済み
総合(2)	堅田地区管渠の耐震化	1,280		
総合(2)	伊香立汚水幹線の耐震化	3,840		
総合(2)	雄琴北汚水幹線の耐震化		2,730	
総合(2)	和邇汚水幹線の耐震化		1,250	
総合(2)	石山1号、石山4号、南大萱1～2号汚水幹線の耐震化		7,450	
総合(2)	緊急輸送道路下の管渠耐震化(県道高島大津線下阪本まで)	4,570		
総合(2)	緊急輸送道路下の管渠耐震化(県道高島大津線)		10,800	
	合計	11,540	27,560	計39,100

今回位置付け路線		延長(m)	備考
総合(3)	皇子山幹線の耐震化(ヴィルツブルグ通り～柳が崎)	1,000	
総合(3)	大津幹線及び膳所北幹線の耐震化	3,000	前回から1800m追加
総合(3)	大津1号幹線、大津4号幹線の耐震化	1,620	
総合(3)	膳所南幹線及び晴嵐幹線の耐震化	2,200	新規
総合(3)	晴嵐1～3号幹線の耐震化	1,510	
総合(3)	雄琴北汚水幹線の耐震化:設計	2,730	
総合(3)	和邇汚水幹線の耐震化:設計	1,250	
総合(3)	南大萱1～2号汚水幹線の耐震化	6,150	
総合(3)	緊急輸送道路下の管渠耐震化(県道高島大津線)	10,800	
総合(3)	石山1号、石山4号汚水幹線の耐震化	1,300	
	小計(既存路線の耐震化)	31,560	

耐震化済み+今回位置付け の合計延長	43,100	→約43km
--------------------	--------	--------

出典：平成30年度 大津市下水道総合地震対策計画

上図の選定フローのとおり、市全体では膨大な長さの管渠があることから、緊急度の高い管渠を選定し、さらに優先度の高い管渠から順次整備を行っていく計画となっている。

(ii) 処理場及び中継ポンプ場の耐震化計画

処理場及び中継ポンプ場の耐震化は、平成25年度大津市下水道総合地震対策計画までに、①揚排水機能、沈殿処理機能、消毒処理機能を確保するための耐震化、②火災や爆発等の恐れ、劇薬、有毒ガスが流出する恐れのある設備の耐震化、③倒壊等により重大な影響を与える施設の耐震化、④高級処理機能を確保するための耐震化の4点を目標として耐震化を進めてきた。その結果、中継ポンプ場の耐震化は完了しており、大津終末処理場（水再生セン

ター) の改築更新による水処理施設の耐震化及び汚泥濃縮槽(加圧浮上式)、F 弁室の耐震化を残すのみとなっている。大津市下水道総合地震対策計画の処理場・中継ポンプ場の工事計画及び実績は以下のとおりである。

【大津市下水道地震対策計画(処理場及び中継ポンプ場)計画及び実績】

【計画】

年度		H25	H26	H27	H28	H29	
計画施設	処理場 (7施設)	II系最初沈殿池					
		II系反応槽					
		II系最終沈殿池					
				塩素混和池			
				1号重力濃縮槽			
				2号重力濃縮槽			
				加圧浮上棟			
	中継ポンプ場 (3施設)	唐崎					
		大石					
		石山第1					

耐震対策済

【実績】

年度		H25	H26	H27	H28	H29
実績施設	処理場 (3施設)		1号重力濃縮槽	塩素混和池		2号重力濃縮槽
	中継ポンプ場 (3施設)	唐崎	石山第1			
		大石				

出典：施設部水再生センター作成資料

(iii) マンホール形式ポンプ場の耐震化計画

平成16年に起きた新潟中越沖地震では、地表等の陥没による損傷及び液状化による1,400箇所以上のマンホールの突出が発生し、住民生活や社会活動に大きな影響を与えた。

地震がもたらすマンホールポンプ場に対するリスクとして次の事項があげられる。

(a) マンホールの浮上(液状化)及び地震動によるマンホール躯体の損傷

埋戻し土の液状化によるマンホール浮上により、道路の車両通行障害が発生し、緊急輸送路等では、緊急活動やその後の災害復旧活動等に支障が生じる。

(b) 地震動による接続管渠の破損

マンホールと管渠の接続部及び管渠と管渠の継手部は、破損や目開きの程度によって管路周辺の土砂が管渠内に流入し、流下機能を阻害する。

(c) 地震動による機器の脱落・破損

地震動による機器の脱落・破損により、流下機能の損傷並びに機能低下を招いた管路施設では、マンホール等から汚水の溢水が発生し、周辺の衛生環境の悪化、人体への影響等の被害をもたらす。

(d) 停電によるポンプ機能の停止

マンホールポンプ場は電源を必要とするため、地震動による制御盤等が故障すると、電源が供給されず汚水の圧送が困難となり、汚水の溢水を招くことが考えられる。

上記(a)～(d)のような被害を最小限に抑えるために、建設年度やマンホールの躯体形式・種類、重要幹線かどうか等の評価基準で重要性の高いマンホールポンプ場の耐震化を実施している。

マンホールポンプ場の対策優先順位は以下のとおりである。

【マンホール形式ポンプ場の対策優先順位】

マンホールの種類	幹線 枝線	PL 値	浮上 判定	選定する 対策	処理区	対策実施年度（優先順位）					
						H31	H32	H33	H34	H35	H36
組立マン ホール	幹線	-	-	耐震診断	大津・ 藤尾	○	-	-	-	○ (耐震化 工事)	○ (耐震化 工事)
					湖南中 部・湖西	-	○	-	-	○	○
	枝線	0	-	流入部の 可とう化	-	-	-	○ (設計)	○ (工事)		
		0より大	OK	流入部の 可とう化	-	-	-	○ (設計)	○ (工事)		
		NG	流入部の 可とう化 + 浮上防 止	-	-	-	○ (設計)	○ (工事)			
現場打マ ンホール	-	-	-	耐震診断	大津・ 藤尾	○	-	-	-		
					湖南中 部・湖西	-	○	-	-		
建屋付ポ ンプ場	-	-	耐震化 済み (O K)	無し	-	-	-	-	-		
建屋付ポ ンプ場 (下阪本 第2ポン プ場)	-	-	-	自家発電 設備の設 置	湖西	○ (設計)	○ (工事)	-	-		

出典：平成30年度 大津市下水道総合地震対策計画

(iv) 減災対策

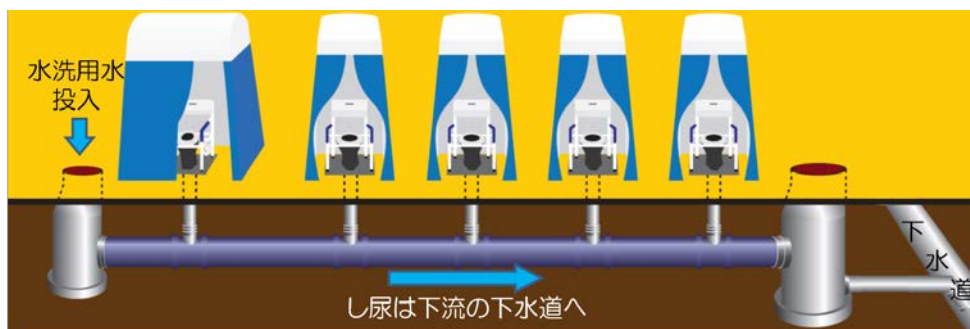
(a) トイレ対策

減災対策の1つであるトイレ対策については、被災者が避難生活を送る上で、また、復旧支援活動を実施する上で重要な要素である。

よって、市では、震災時には、トイレ確保に努める必要があり、仮設トイレの備蓄や下水道施設の早期復旧を図る等の措置が必要となる。

そこで、下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保する、マンホールトイレの整備を実施している。

【マンホールトイレの構造イメージ】



出典：国土交通省ホームページ

国土交通省によると、マンホールトイレの1基あたりの使用想定人数は、50～100人が目安とされている。大津市での必要備蓄数は大津処理区で64基、湖南中部処理区で38基、湖西処理区で90基の計192基と見積もられている。そのため、平成25年度大津市下水道総合地震対策から、大津処理区に60基（すべて設置済み）、湖西処理区に90基（20基が設置済み）、湖南中部処理区に40基の全190基を整備する計画となっている。

(b) マンホール対策

大規模な地震の影響によりマンホールポンプが機能しなくなる要因として、停電に伴うポンプ機能の停止が考えられるため、重要度の高いマンホールポンプ場を優先して、発電機の確保を進めている。

(2) 実施した監査手続

- ①固定資産の管理事務について担当課への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、事務の概要を把握した。
- ②水再生センターの現場視察を行い、固定資産の現物確認を行い、その管理方法について問題がないかを検討した。
- ③固定資産台帳及び物品台帳の閲覧を行い、会計帳簿における固定資産の管理に問題がないかを検討した。
- ④固定資産確認作業事務について、担当課にその方法及び状況についての質問を行った。
- ⑤下水道の長寿命化計画の内容と進捗について担当課に質問し、関連資料の閲覧を行った。
- ⑥下水道の地震対策計画の内容と進捗について担当課に質問し、関連資料の閲覧を行った。
- ⑦下水道のストックマネジメント計画の内容と進捗について担当課に質問し、関連資料の閲覧を行った。

(3) 監査の結果及び意見

①固定資産管理について（意見）

企業局では購入により取得した資産を管理するための台帳として、固定資産台帳と物品台帳の2つの台帳が存在している。

大津市財務規則第134条では、備品と消耗品が物品であり、備品は「長期間にわたって使用することができるもので、1品又は1組の標準小売価格又は評価価格が1万円以上のもの」と定義されている。一方、大津市企業局会計規程第58条では、耐用年数が1年以上かつ取得価額が10万円以上の工具、器具及び備品は固定資産に該当すると規定されている。そのため、取得価額が10万円以上の備品は固定資産台帳と備品台帳の双方に登録されている。

また、物品台帳に登録された資産はシールが発行され、現物確認を行う際に台帳との照合が可能となるが、固定資産台帳に登録された資産にはシールが発行されないため、現物確認を実施する際には、担当者に確認することにより台帳との照合ができる状況である。

以上のように、資産管理のための台帳が2つあり、それぞれの運用形態が異なっている上に、二重で登録されている資産もあることから、無駄な作業が発生しており、資産管理の効率的運用が実施できている状況ではないと言える。

そのため、台帳の登録が二重にならないように管理方法を改め、台帳に登録された資産についてはシールを発行し、資産にシールを貼付することによって、現物確認の実効性を高める必要がある。

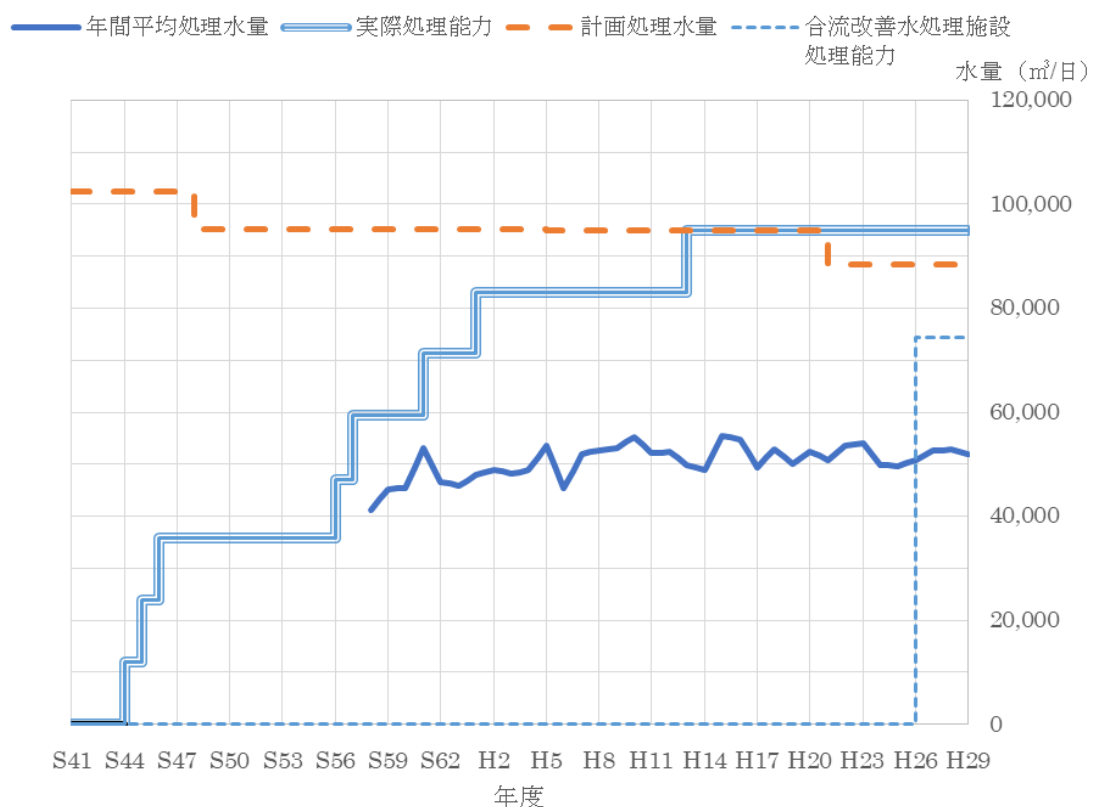
なお、同様の状況が2年前に実施された「大津市企業局の所管する水道・ガス事業の事務の執行及び事業の管理について」の包括外部監査においても指摘されている。この指摘に対する措置として、平成31年度から稼働予定の新会計システムで備品・固定資産の管理、運用形態を抜本的に見直し、固定資産台帳と物品台帳を統一することとしており、計画どおり実施される見込みである。

新会計システムの運用開始時には、事務の効率化や作業ミス防止等を図ることのできるように留意が必要である。

②水再生センターについて

大津市水再生センターの計画処理水量、実際処理能力、実際処理水量の推移を示すと以下のとおりである。

【水再生センターの計画処理水量・実際処理能力・年間平均処理水量のグラフ】



※ 年間平均処理水量については、昭和57年以前の記録がないため、昭和58年以降を記載している。

出典：下水道課 集計資料

(ア) 処理能力の公表値について (結果)

大津処理区の終末処理場である水再生センターの計画処理水量は88,400m³/日(日最大)である。そのため、設備の実際の処理能力も88,400m³/日(日最大)であるように公表されているが、実際には平成13年度に処理能力が94,900m³/日(日最大)となって以降、施設の一部休止等も行われておらず、能力としては94,900m³/日(日最大)を有した状態である。

市の公共下水道を使用している市民は、実際の処理能力が94,900m³/日(日最大)であることを認識できない状態となっている。

市民に対する説明責任を果たすためにも、計画処理水量とは別に、実際の処理能力も適切に公表する必要がある。

(イ) 施設規模及び再構築について（意見）

上記グラフのとおり、現在の施設の実際処理能力は94,900m³/日（日最大）であるのに対して、平成29年度の年間平均処理水量は51,960m³/日であり、過去の実際の平均処理水量が最も多かった場合でも、平成15年度の年間平均処理水量55,530m³/日となっている。そのため、現状の施設規模は過剰な状態にある。

水再生センターの実際処理能力は、全体計画で策定された計画処理能力に基づき規模が拡大されていったため、昭和61年頃から実際処理能力と実際処理水量の差異が増加し、施設規模が過剰となっている。

計画処理水量は、日本下水道協会が発行している「下水道施設計画・設計指針と解説」や「琵琶湖流域別下水道総合計画及び基本計画」等をもとに策定されている。しかし、一部を合流式下水道で整備し、雨天時越流水の放流先が琵琶湖であることから、雨天時流入量にこだわり施設整備を行った結果、晴天時汚水量において過剰となっている。また、策定された計画水量と実際処理水量の差異分析を十分に行っていなかったことも施設規模が過剰な状態となった要因である。

したがって、実際処理水量の過年度推移や中長期経営計画で示された処理水量の減少予測を踏まえ、大津処理区で必要となる計画処理能力について再度検討すべきである。

なお、水再生センターは築49年を迎え既に老朽化が著しいため、平成34年度から平成60年度までの26年間をかけて、同規模の計画処理能力を前提として総工費276.6億円で、再構築することを検討している。

水再生センターの再構築を進める際には、実際処理水量を踏まえた処理能力になるように、計画水量と実際処理水量の差異を分析し、施設規模の縮小も視野に入れた再構築計画を検討する必要がある。

③大津市下水道総合地震対策計画の遅れについて（結果）

平成24年度に策定された大津市下水道総合地震対策計画の年度ごとの予算額と実績額は以下のとおり大きく乖離している。平成29年度末までの管路施設の進捗率は計画に対してわずか3.2%でしかなく、特に処理場・中継ポンプ場においては、平成28年度は計画125,900千円に対して事業実績は皆無である。

【管路施設 計画・実績比較表】

年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	合計
計画額(千円) ①	398,300	1,318,900	1,586,000	1,781,000	1,707,000	6,791,200
実績額(千円) ②	5,407	27,124	33,213	85,834	65,583	217,161
②/①(%)	1.4	2.1	2.1	4.8	3.8	3.2

【処理場・中継ポンプ場 計画・実績比較表】

年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	合計
計画額(千円) ③	345,000	102,900	158,200	125,900	87,800	819,800
実績額(千円) ④	71,865	20,698	14,205	—	14,649	121,419
④/③(%)	20.8	20.1	9.0	—	16.7	14.8

また、震災時に被災者が避難生活を送る上で重要なマンホールトイレの整備も、計画していた190基のうち、80基のみが完了している状況である。

管路施設及び処理場・中継ポンプ場の耐震化対策、マンホールトイレの整備等の減災対策の状況は、計画と大幅に遅れが生じている。

また、計画期間内に予定していた管渠の調査も終わっておらず、計画時に想定していた地震対策は平成30年度からの総合地震対策計画に繰り延べられている。

ひとたび、大規模地震が発生すると、被災者が避難生活を送る上で生じるトイレ使用の問題や、下水道施設の破損に起因する汚水の流出、道路の通行障害など市民の生活や琵琶湖などの周辺環境に大きな影響を及ぼすことが予想される。政府の地震調査研究推進本部の報告によれば、マグニチュード8～9クラスの大規模な地震が起きるとされている南海トラフ地震の発生確率は30年以内で70～80%とされており、近い将来に大規模地震が発生する確率は高いため、施設の耐震化や減災対策を後回しにせず実施し、計画どおりの予算を投じるこ

とにより、万一の場合に市民の生活や周辺環境に大きな影響が出ないように対策するべきである。

④大津市下水道長寿命化計画の遅れについて（意見）

平成24年度に策定された大津市下水道長寿命化計画は、当初平成25年度から平成29年度までの5ヶ年で計画が策定されていた。しかし、以下のとおり、当初計画の計画期間内に予定していた対策工事が、管路施設及び処理場・中継ポンプ場のどちらも完了しなかったため、計画期間を平成32年度までの8ヶ年に延伸されている。

【管路施設 計画・実績比較表】

年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	合計
計画(m)	696.80	1,122.76	1,016.52	804.98	884.05	4,525.11
実績(m)	0.00	771.01	1,111.38	649.75	793.56	3,325.70
計画額(千円) ①	98,000	145,000	145,000	145,000	143,000	676,000
実績額(千円) ②	9,918	68,885	69,378	66,804	65,291	280,276
②/①(%)	10.1	47.5	47.8	46.1	45.7	41.5

【処理場・中継ポンプ場 計画・実績比較表】

年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	合計
計画(個)	73	38	62	75	35	283
実績(個)	69	58	29	59	14	229
計画額(千円) ③	161,200	290,700	664,260	616,300	128,360	1,860,820
実績額(千円) ④	181,560	392,270	164,114	186,006	177,467	1,101,418
④/③(%)	112.6	134.9	24.7	30.2	138.3	59.2

※計画額③は、当初計画額（対象機器数:338個）から、I系水処理施設、加圧浮上棟及び設計費を除いた額（対象機器数:283個）

上表のとおり、各年度の計画額に対する実績額の割合がかなり低い水準となっている。実績額が少ない要因は、財源となる国の交付金が要求どおり措置されなかったことや、工事発注を行っても、中心市街地での施工条件が悪く十分な工事進捗を得ることができなかったためであり、その結果、年々対策工事に遅れが生じてしまい、計画を延伸せざるを得ない状況となっている。

老朽化は年々進んでいることから、計画どおりに対策が進まない限り、事故や機能障害を発生する可能性が高い施設が年々増加してしまい、このままでは、

事故や機能障害が発生することによる事後的な投資に予算を投じる機会が増加し、未然に事故等を防ぐための対策に予算を充てられなくなるという悪循環に陥る恐れがある。

したがって、施設の老朽化に伴う事故や機能障害等を未然に防ぎ、下水道施設の健全性を継続して確保するためにも、計画どおりに長寿命化対策が実施できる程度には予算を充てる必要がある。

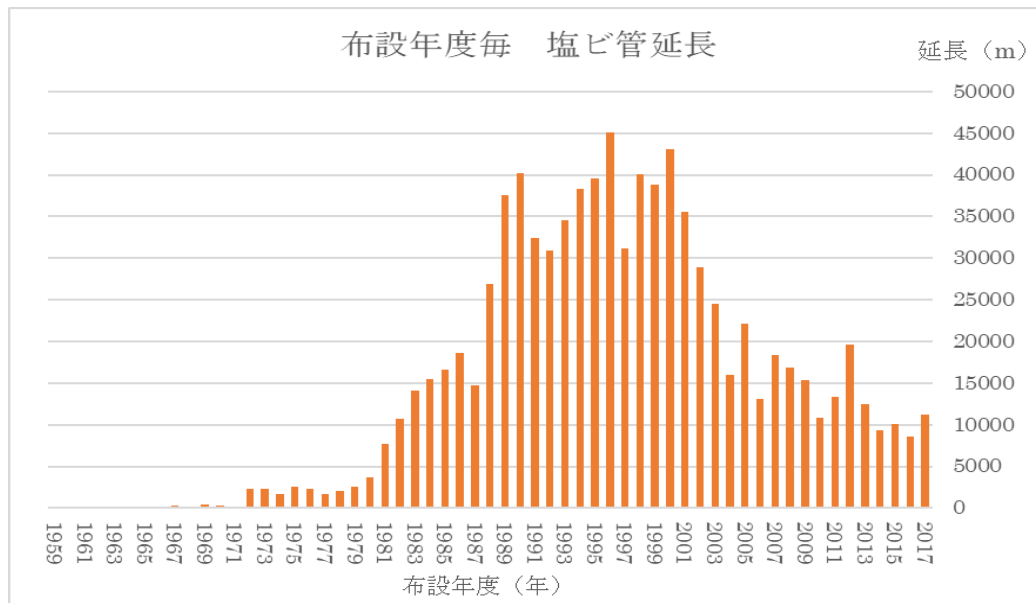
⑤管渠の老朽化対策について（意見）

市は昭和36年度から下水道の整備が進められ、汚水管渠の整備済延長は平成30年3月時点で1,453.8kmとなっている。下水道事業が開始された当初は主にコンクリート管を使用しており、整備されているコンクリート管523kmのうち、約290kmが既に布設から30年以上経過している。そのため、コンクリート管が多く布設されている大津処理区を対象に長寿命化計画が実施されており、重点的に老朽化対策が行われている。更に大津処理区以外の処理区については、平成30年度に策定されたストックマネジメント計画により、老朽化が進んでいるコンクリート管を対象管種として中長期的な投資計画を策定している。

一方、現在の大津市公共下水道の管路総延長の内訳は約61%が塩ビ管となっている。市の下水道事業が開始された当初はコンクリート管のボリュームが多かったが、塩ビ管も昭和39年に敷設が開始されている。平成30年3月末時点で、布設後30年以上となっている塩ビ管の延長は約120kmであり、10年後には約470kmまで増加する。

管種	延長（m）	割合（%）
コンクリート管	523,342	36.0
塩ビ管	885,472	60.9
更生管	6,392	0.4
その他	38,637	2.7
合計	1,453,843	100.0

出典：下水道課提供資料より作成



出典：下水道課提供資料より作成

ストックマネジメント計画においては、塩ビ管の耐用年数が50年であることや、これまで蓄積した調査結果により塩ビ管は比較的劣化が進んでいないと判断したことから、より劣化が進んでいるコンクリート管に焦点をあて費用を掛けることが最も効率的であると判断している。

しかし、国土交通省の調査によれば、管渠は布設後30年以上経過すると老朽化により道路陥没が発生する可能性が高まることが報告されている。

したがって、今後は、布設後30年以上を経過した塩ビ管の対応を含め、管渠全体に対する対策をどのように進めるかを早急に検討する必要がある。

⑥自治会館（むつみ会館、木下会館、西の庄会館）について

自治会館（木下会館、西の庄会館、むつみ会館）の概要

自治会館とは、自治会による管理のもと自治会活動、コミュニティ活動の場として活用される施設であり、市民の自主的な地域活動の場を提供することを目的とする施設であるコミュニティ施設の一つとして位置づけられる。

市にはこれまでの地域との関わりの中で、公共施設等として利用されていた建物を有効活用して設置された集会所・自治会館が22ヵ所存在している。これらの施設は市が所有し、自治会へ貸付けを行い、管理を委ねている。

むつみ会館、木下会館、西の庄会館（以下、三会館とする）は水再生センターの建設にあたり、昭和42年に大津市長と下水道終末処理場対策委員長と

の間で締結された覚書に基づいて、「終末処理場建設に伴う関連公共施設」として市有地に建設された。

なお、むつみ会館については、覚書の締結段階においては建設を予定されていなかったが、地域住民の要望により追加的に建設された。

三会館の所在地及び概要は以下のとおりである。

名称	住所	土地面積	建物面積	建設年度
むつみ会館	滋賀県大津市木下町 10-15	487 m ²	131 m ²	昭和 44 年
木下会館	滋賀県大津市木下町 18-11	384 m ²	159 m ²	昭和 45 年
西の庄会館	滋賀県大津市西の庄 12-28	357 m ²	173 m ²	昭和 46 年

膳所学区には、むつみ会館、木下会館に加えて、膳所ふれあいセンターが位置している。（西の庄会館は平野学区に位置している。）

名称	住所	建物面積	建設年度
膳所ふれあいセンター	滋賀県大津市昭和町 15-25	662 m ²	平成 3 年

ふれあいセンターは、ふれあいセンター条例に基づき地域福祉講座の開催、料理室、和室、会議室などの貸出など、市民の自主的な地域活動の場を提供することを目的として設置されており、自治会館と同様にコミュニティ施設に位置づけられる。

(覚書 第 5 条)

甲は乙の要望する「終末処理場建設に伴う関連公共施設」について、次のとおり建設整備する。

(1) 公共施設

地域と規模を考慮した公共施設を甲において建設する。

この施設の維持管理は甲が行ない、管理運営は乙が行う。

(2) 期間

昭和 4 3 年度から昭和 4 5 年度において実施する。

(注) 甲は大津市長、乙は下水道終末処理場対策委員長をいう。

下水道終末処理場対策委員会が公共的団体に該当することから、「大津市有財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例」に基づいて、市は下水道終末処理場対策委員会と、土地及び建物について無償貸付契約を締結している。

(大津市有財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例 第4条)

(普通財産の無償貸付または減額貸付)

普通財産は、次の各号の1に該当するときは、これを無償または時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において公用もしくは公共用または公益事業の用に供するとき。
- (2) 地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。

当該無償貸付契約は貸与期間を3年と定めており、契約期間満了ごとに契約更新が行われており、現在は平成33年3月31日までを貸付期間として契約が締結されている。

三会館の利用状況について

三会館の管理運営については下水道終末処理場対策委員会が行っており、施設利用申請の可否の判断については、原則として下水道終末処理場対策委員会に委ねられている。

各会館の利用状況・使用用途は下記のとおりである。各会館においては利用簿等の作成は行われておらず、下記の表は下水道課が各会館の施設管理者に対して実施したヒアリングに基づき作成している。

	利用頻度	主な使用用途
むつみ会館	週 1-2 日	自治会のイベント、趣味の会等
木下会館	週 5-6 日	自治会、ふれあいサロン、学習塾
西の庄会館	週 2-3 日	自治会、ふれあいサロン

木下会館の利用頻度が他の自治会館と比較して高い要因は、学習塾の教室として使用されているためである。

三会館の維持管理について

市は覚書に基づき、三会館の維持管理の責任を負っている。市においては三会館の維持管理費用として年間約 100 万円程度の予算が確保されており、その範囲内において修繕が行われている。

平成 29 年度に三会館に関連して行われた支出の一覧は以下のとおりである。

(単位：円)

支出日	件名	金額
2017/7/18	木下会館他植木剪定業務委託 木下町ほか	189,000
2017/11/15	西の庄会館床修繕他及びむつみ会館空調設備修繕他工事	648,000

(ア) 木下会館を学習塾として利用することの妥当性について (結果)

「大津市有財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例」に基づき、市から下水道終末処理場対策委員会に対して無償貸与が行われている。無償貸与は契約上、「自治会等会合及び地域社会活動の場として使用」することに限定されている。

しかし木下会館においては、本来の用途であるふれあいサロン等の自治会等の会合のほか、週に 4 日、民間学習塾の教室として使用されている。

当該民間学習塾は、小学生に対して英語、算数、国語、書道の指導を行っている。2014 年の開校以来から継続的に木下会館を教室として使用しており、ホームページ上にも住所として木下会館が記載されていた。

当該教室は、生徒が 20 数名在籍していること及び通学にあたりその他の学習塾と比較して、相応の月謝を徴収していること（月額 8,400 円、英語のみ受講した場合）を勘案すると、学習塾教室としての利用は「地域社会活動の場」から逸脱しており、契約範囲外の使用である。

また市は三会館の利用状況等について、報告を求めておらず、木下会館の主な使用用途が学習塾教室としての利用という状況を把握していなかった。

条例に基づく無償貸付という特例的取扱いをしていることから、管理運営のすべてを下水道終末処理場対策委員会に委ねるのではなく、施設の適正利用を市として確認する体制を確立すべきである。

(イ) 自治会館の在り方について（意見）

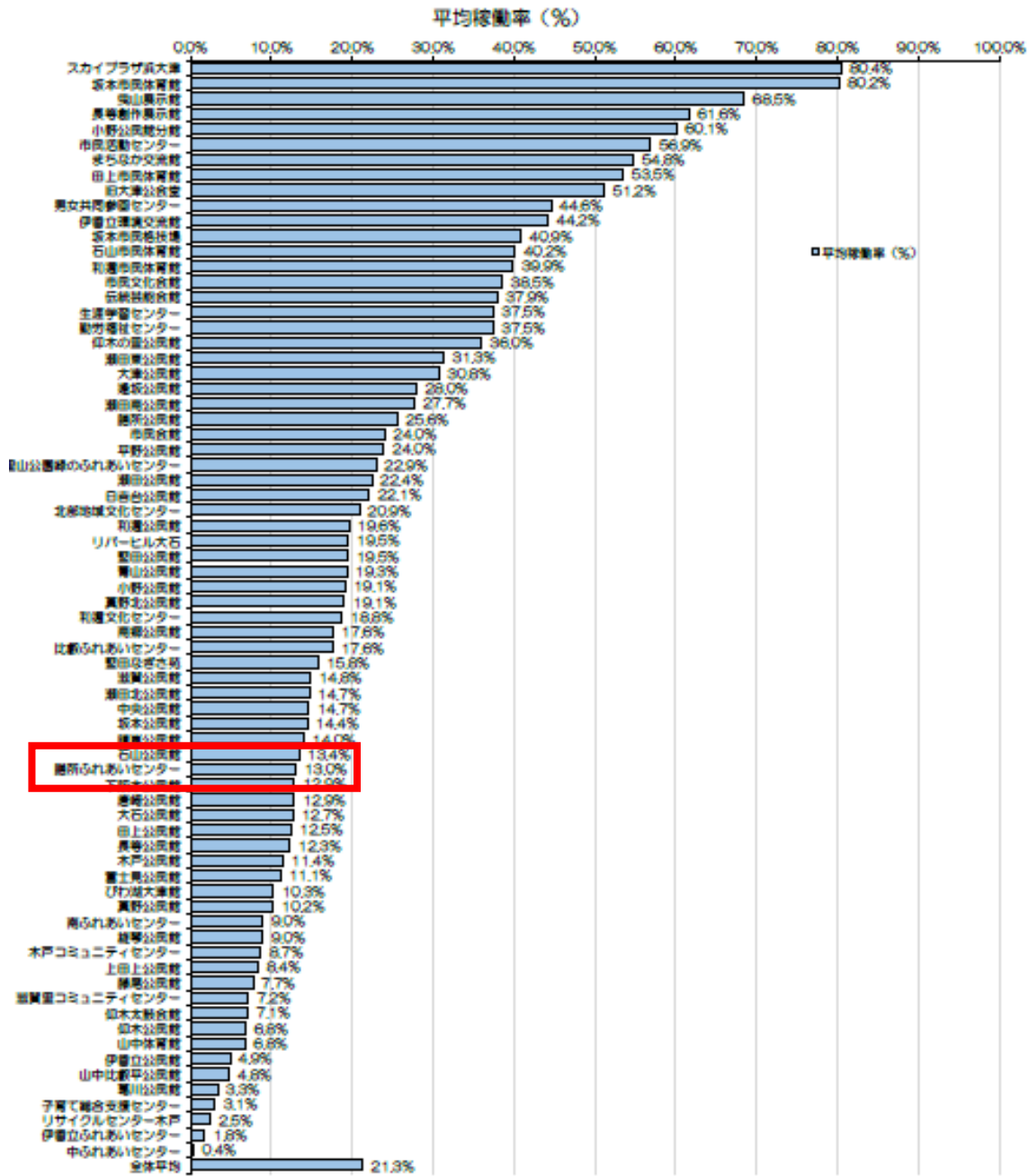
三会館はその建設の経緯から、水再生センターの近隣に建設されており、また同じくコミュニティ施設である膳所ふれあいセンターも膳所学区に存在している。

現状、三会館は、木下会館が学習塾の教室として利用されていることを除いた場合、週2日程度しか利用されておらず稼働率は極めて低い。自治会館の使用用途は契約上、「自治会等会合及び地域社会活動の場」として限定されているため、今後稼働率が大幅に改善することは想定されない。また膳所ふれあいセンターについても平均稼働率は13.0%であり、有効に活用されているとは言えない。

コミュニティ施設が一部地域に密集していることは、利益が市民間で偏在している点で望ましいとは言えず、稼働率の極めて低い施設の維持管理費用を市が負担する意義が乏しい。また三会館については建設以来大規模修繕が行われておらず老朽化の観点から問題点がある。

そのため、三会館は将来の在り方について検討を行うべきである。

図2-12 施設全体の質室の平均稼働率



出典：大津市公共施設白書